参考資料１

しまくとぅば普及推進計画（第２期計画）について

１　しまくとぅば普及推進計画（第２期計画）とは

沖縄県の総合計画である「新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画」が、令和４年５月に策定され、この中の「基本施策」で、「各地域におけるしまくとぅばの保存・普及・継承の促進」が明記された。

これを受け、県（文化振興課）は、県による「しまくとぅば施策」を総合的かつ計画的に推進していくため、「しまくとぅば普及推進計画（第２期計画)」を、令和５年３月に策定した。

計画期間を、令和５年度から令和 13 年度までの９年間としている。

２　計画の基本方針

計画では、基本方針として、しまくとぅばの「保存」、「普及」、「継承」という３つの柱を立て、それぞれの柱に紐づく形で個々の取組を進めるとしている。

「保存」に関しては、琉球大学に委託し、県内各地域のしまくとぅばの文法調査票や音声資料を収集、整理して教材を作成するとともに、これらをアーカイブとして、保存、公開を進めている。

「普及」に関しては、毎年しまくとぅば県民大会等を開催しているほか、県が委託し沖縄県文化協会が運営する「しまくとぅば普及センター」が、普及の中核的役割を担っている。

「継承」に関しては、令和５年度から６年度にかけて「しまくとぅば教育に関する検討委員会」をたちあげ検討を行った（詳細後述)。

３　しまくとぅば次世代実践方針検討委員会の位置づけ

しまくとぅば次世代実践方針検討委員会は、計画の基本方針のうち「継承」にひもづく事業として位置づけられる。

しまくとぅば普及推進計画
（第2期計画）



令和5年3月

沖縄県文化観光スポーツ部

しまくとぅば普及推進計画（第2期計画）
～　目次　～

第1章　総説

1　しまくとぅばの現状と課題 ……1
2　しまくとぅば普及推進計画（第2期計画）の位置づけ ……4
3　計画期間 ……4

第2章　基本方針と目標

1　基本方針……5
2　目指すべき姿等 ……5
3　目標……7

第3章　第1期計画における取組と総括

1　第1期計画における取組……8
2　取組の総括 ……9
3　抽出した課題の施策別分類の整理 ……15

第4章　施策の展開

1　保存 ……17
2　普及……21
3　継承……26

第5章　推進体制

1　計画の推進体制 ……29
2　各年度における事業の進捗管理……29
3　中間年度における見直し……30

※R5.9月改正：P7　3(1)①　目標値の一部見直し
※R7.9月改正：P27施策の展開　１．しまくとぅば教育に関する検討委員会の立ち上げの箇所の一部修正

しまくとぅば普及推進計画（第２期計画）

第１章　総説

１　しまくとぅばの現状と課題

(1) 現状

県内各地域において世代を超えて受け継がれてきた「しまくとぅば」は、組踊、琉球舞踊、島唄等の沖縄文化の基層であり、いわば沖縄県民のアイデンティティの拠り所である。

そのため、平成 18 年には、議員提案により、県民の「しまくとぅば」に対する関心と理解を深め、もって「しまくとぅば」の普及の促進を図ることを目的に、9 月 18 日を「しまくとぅばの日」とする「しまくとぅばの日に関する条例」が制定された。

しかし、平成 21 年には、ユネスコ（国連教育科学文化機関）が発表した“Atlas of the World’s Languages in Danger”（第３判）において、消滅の危機にある言語・方言として、国頭語、沖縄語、宮古語、八重山語、与那国語が掲載された。

沖縄文化の基層である「しまくとぅば」が消滅すると、県民の郷土愛も失われ、結果的に沖縄文化の衰退へと繋がるものと危惧されることから、沖縄県では、「しまくとぅば」の普及・継承を重要施策として沖縄２１世紀ビジョン基本計画に位置づけ、平成 25 年に策定した『「しまくとぅば」普及推進計画』（以下、「第１期計画」という。）に基づき、県民運動を展開するとともに、平成 29 年度には、「しまくとぅば普及センター」を設置し、同センターを中心に、関係機関や関係団体と連携を図りながら、「しまくとぅば」の普及・継承に取り組んできたところである。

また、令和３年度には、消滅の危機にある各地域の「しまくとぅば」を保存するため、「しまくとぅばアーカイブロードマップ」の策定や、「しまくとぅば」の多様性を理解し、普及・継承の取組の効果を高めることを目的に『沖縄県における「しまくとぅば」の表記について』を取りまとめるとともに、令和４年５月に策定した新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画においても、引き続き、「各地域におけるしまくとぅばの保存・普及・継承の促進」を重要施策として位置づけているところである。

(2) 課題

県では、平成 25 年度以降、「しまくとぅば」に対する県民の意識を確認するための県民意識調査を実施しており、令和３年度に実施した調査では、多くの県民が「しまくとぅば」に親しみを感じているが、挨拶程度以上使う人の割合が減少するなど、今後、どのように話者を増やしていくのかなどの課題が明らかになっている。

「しまくとぅば」への親しみ、地元への愛着が高いほど、「しまくとぅば」の理解度や使用頻度、家庭での「しまくとぅば」の取組が高いという関係が見られることや、「学校での総合学習等での実施」が「しまくとぅば」の普及に必要とされたものとして最も高く（49.9%）、若年層での「しまくとぅば」を使用する機会の増加には、教育機関との更なる連携強化が必要である。

また、県のしまくとぅば普及継承の取組で最も認知されているものとして、「しまくとぅばの日」と「しまくとぅば検定」が 21.3%となっており、この結果からも、各種施策については、まだ県民における認知が十分ではないなどの課題がある。

令和３年度における主な調査結果は以下のとおり。

①「しまくとぅば」に対する親しみ

令和３年度 73.2%　令和２年度 84.8%　（対前年△11.6%）

○「しまくとぅば」に対する親しみ　　単位：%

項目	選択項目	H25	H28	H29	H30	R1	R2	R3
「しまくとぅば」に対する親しみ	①親しみを持っている	44.6	40.6	39.1	41.2	38.1	50.8	34.0
	②どちらかといえば親しみを持っている	35.7	37.8	40.9	37.9	38.4	34.0	39.2
	①+②	80.3	78.4	80.0	79.1	76.5	84.8	73.2
	対前年度比		▲ 1.9	1.6	▲ 0.9	▲ 2.6	8.3	▲ 11.6
	③どちらかといえば親しみをもっていない	9.0	9.9	9.9	9.6	12.0	7.0	9.9
	④親しみをもっていない	3.0	5.5	4.3	4.3	5.2	3.7	7.8
	⑤わからない	7.3	5.6	4.6	7.0	6.0	3.6	9.0
	⑥無回答	0.4	0.7	1.2	0.0	0.3	0.9	0.2

②「しまくとぅば」の使用頻度

ア　挨拶程度以上使う割合

令和３年度 28.6%　令和２年度 43.2%（対前年△14.6%）

※挨拶程度以上：「主に使う」、「共通語と同じくらい使う」、「挨拶程度使う」合計

イ　共通語と同じくらい以上使う割合

令和３年度 14.0%　令和２年度 21.3%（対前年△7.3%）

※共通語と同じくらい以上：「主に使う」、「共通語と同じくらい使う」合計

○「しまくとぅば」の使用頻度　　単位：%

項目	選択項目	H25	H28	H29	H30	R1	R2	R3
使用頻度	①「しまくとぅば」を主に使う	10.0	6.9	6.5	6.1	7.6	3.6	1.7
	②「しまくとぅば」と「共通語」を同じくらい使う	25.4	20.9	23.1	18.7	20.5	17.7	12.3
	③挨拶程度使う（ハイサイ等）	22.6	26.3	25.0	25.0	28.6	21.9	14.6
	①+②	35.4	27.8	29.6	24.8	28.1	21.3	14.0
	対前年度比		▲ 7.6	1.8	▲ 4.8	3.3	▲ 6.8	▲ 7.3
	①+②+③	58.0	54.1	54.6	49.8	56.7	43.2	28.6
	対前年度比		▲ 3.9	0.5	▲ 4.8	6.9	▲ 13.5	▲ 14.6
	④あまり使わない	27.0	24.8	26.3	35.3	26.0	37.0	41.3
	⑤まったく使わない	14.0	21.0	18.0	14.9	16.9	18.0	29.9
	⑥無回答	1.0	0.1	1.1	0.0	0.4	1.8	0.2

③その他調査結果

ア　「しまくとぅば」を使う相手

令和３年度：友達（33.7%）、父母（27.4%）、祖父母（18.8%）

令和２年度：友達（39.8%）、父母（32.6%）、親戚（24.4%）

令和元年度：友達（48.1%）、父母（29.3%）、親戚（29.2%）

イ　ビジネスや公共の場で「しまくとぅば」を使うこと

そう思う 13.6%　ややそう思う 20.8%　計 34.4%

ウ　普段の生活の中での「しまくとぅば」の必要性

非常に必要 10.9%　ある程度必要 51.0%　計 61.9%

エ　子どもたちが「しまくとぅば」を使えるようになることへの意識

是非使えるようになって欲しい 18.7%

できれば、使えるようになって欲しい 48.6%　計 67.3%

オ　学校の授業科目に「しまくとぅば」を加えること

行事や日常のあいさつ等、授業以外の活動で取り組んでほしい 49.7%

他の教科の授業を減らしてでも、是非、加えてほしい 11.7%

カ　家庭内での「しまくとぅば」への取組状況

積極的に教えている 3.2%　時々教えている 31.9%　計 35.1%

ほとんど教えることはない 63.3%

キ　自身が住んでいる地域への愛着について

とてもある 33.0%　ややある 44.2%　計 77.2%

ク　普及継承の取組ついての認知度（認知度の高い上位３つ）

しまくとぅばの日 21.3%

しまくとぅば検定 21.3%

しまくとぅば県民大会 16.0%

ケ　「しまくとぅば」の普及に必要なこと

学校の総合学習等での実施 49.9%

テレビ、ラジオ等マスコミを利用した PR 41.8%

コ　自身の出身地の「しまくとぅば」の認知度

知っている 50.0%

サ　自身の出身地の「しまくとぅば」の継承について（将来にわたって残してほしい）

そう思う 39.8%　ややそう思う 24.3%　計 64.1%

シ　新型コロナウイルス感染症の流行による生活の変化

友人と会う機会が減った　74.5%

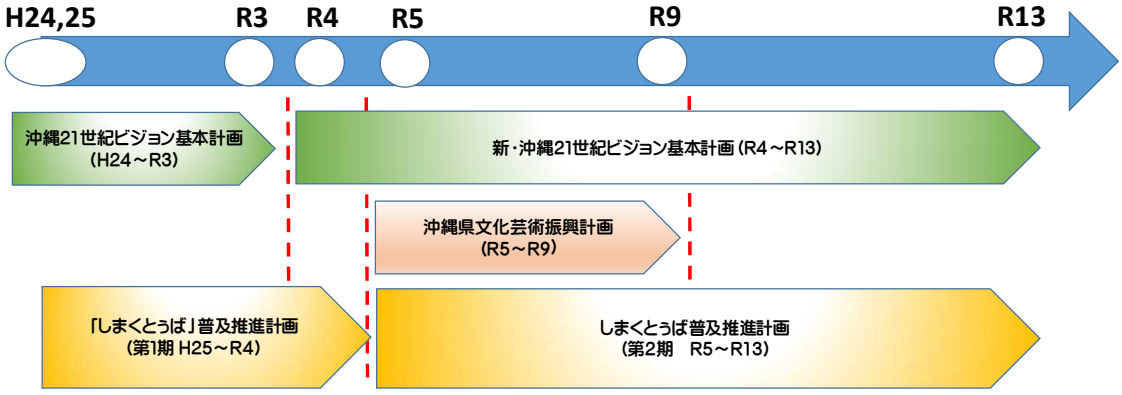
2　「しまくとぅば普及推進計画」（第２期計画）の位置づけ

県では、2030 年の目指すべき沖縄の姿を実現するための設計図である、沖縄２１世紀ビジョン基本計画において、「しまくとぅば」の普及、継承などを重要施策として位置づけ、平成 25 年度に第１期計画を策定し、沖縄文化の基層である「しまくとぅば」を次世代へ継承するため、消滅する危機的状況にある「しまくとぅば」の普及推進を戦略的かつ効果的に行うことを目的に、計画期間を平成 25 年度から令和４年度までの 10 年間とし、前期、中期、後期の期間を設け、普及運動を実施してきた。

「しまくとぅば普及推進計画（第２期計画)」（以下、「第２期計画」という。）は、令和４年５月に策定された、「新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画」及び同ビジョンの分野別計画である「沖縄県文化芸術振興計画」（令和４年度策定）と連動し、第１期計画の普及・継承における取組の成果と課題を踏まえるとともに、消滅の危機にある「しまくとぅば」の保存を加え、これらをより総合的かつ計画的に推進していくための基本方針や目標と、その実現に向けた施策等を明らかにするものである。

3　計画期間

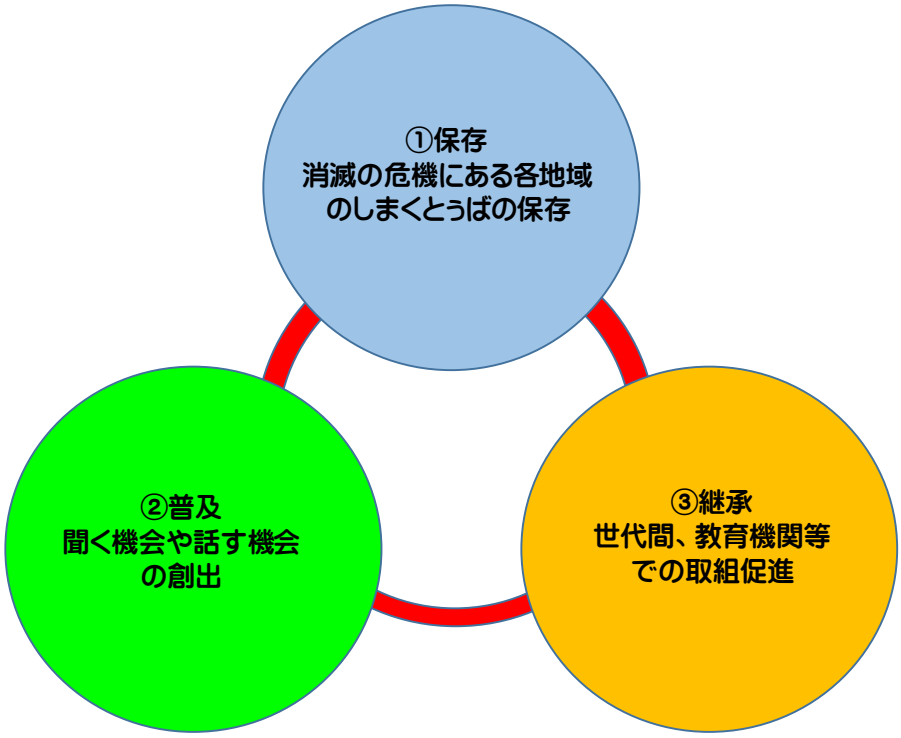
第２期計画は、令和５年度から令和 13 年度までの９年間とする。



第２章　基本方針と目標

１　基本方針

言葉が生活又は文化芸術の基層をなし、文化そのものであることに鑑み、消滅危機にある各地域の「しまくとぅば」の保存及び世代間や教育機関等での継承の促進に取り組むとともに、関係機関や関係団体と連携を図りながら、全県的かつ横断的な普及運動を実施し、県民の「しまくとぅば」を聞く機会や話す機会の創出等の普及に取り組む。



２　目指すべき姿等

(1) 目指すべき姿

■県内各地域の「しまくとぅば」が言語学に裏打ちされた伝統的な文法記述、辞書、文字資料等が存在し、子どもたちが学校等で触れる機会がある等、教育に利用される。（保存・継承）

■わかりやすい文法記述と文字資料が多く存在する。（保存）

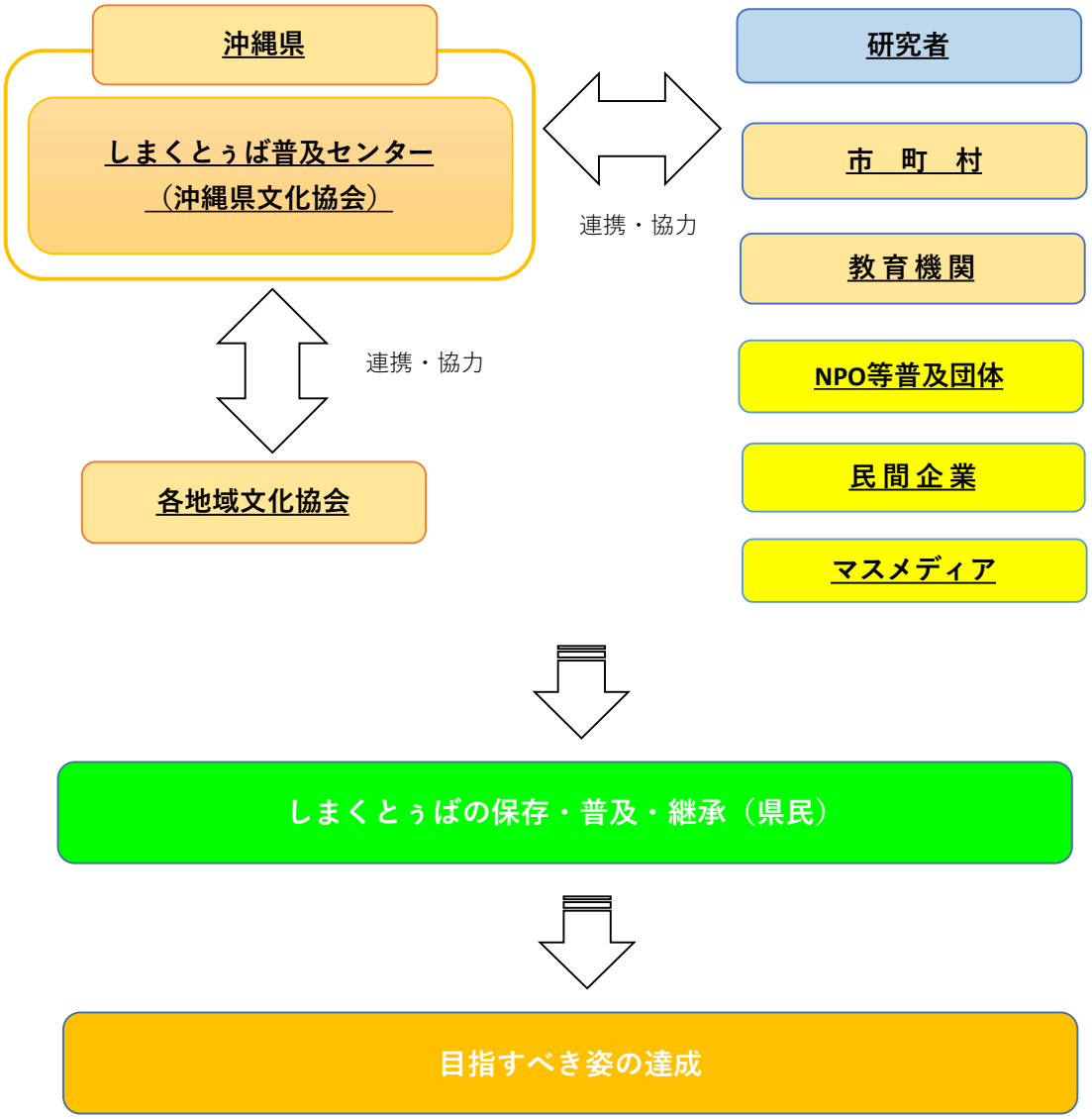
■学校、職場、テレビやラジオ、インターネットなど、日常のあらゆる場面で「しまくとぅば」が使用されている。（普及）

■子どもたちを含む全ての世代で使用されている。（普及・継承）

■県民が「しまくとぅば」に誇りを持ち、将来にわたって継承されていくことを望んでいる。（普及・継承）

(2) 各主体での取組

目指す姿を実現するため、各主体が「しまくとぅば」の保存・普及・継承にあたり、それぞれの立場で取組を推進する。



3　目標

第２期計画における取組の効果を検証するため、次のとおり目標値を設定する。

(1) 普及

①「しまくとぅば」を挨拶程度以上使う割合

※挨拶程度以上：「主に使う」、「共通語と同じくらい使う」、「挨拶程度使う」合計

H25(参考)	R3(新基準年)	R6	R9	R13
58.0%	28.6%	43.0%	50.0%	60.0%

②共通語と同じくらい以上使う割合

※共通語と同じくらい以上：「主に使う」、「共通語と同じくらい使う」合計

H25(参考)	R3(基準年)	R6	R9	R13
35.4%	14.0%	17.0%	20.0%	24.0%

(2) 継承

①家庭内での「しまくとぅば」への取組状況

※「積極的に教えている」、「時々教えている」合計

H28(参考)	R3(基準年)	R6	R9	R13
45.8%	35.1%	38.0%	44.0%	58.0%

②しまくとぅば学習活動の実施（小学校・中学校）

	R3(基準年)	R6	R9	R13
小学校	84.0%	90.0%	92.0%	93.0%
中学校	87.0%	91.0%	92.0%	94.0%

③しまくとぅば学習活動の実施（高校）

	R3(基準年)	R6	R9	R13
高校	57.4%	66.0%	71.0%	75.0%

第３章　第１期計画における取組と総括

１　第１期計画における取組

第１期計画においては、沖縄文化の基層である「しまくとぅば」を次世代へ継承するため、以下の取組を実施した。

第1期計画における取組

実施主体	主な取組	取組の成果
県	○しまくとぅば県民大会の実施	①しまくとぅば県民大会の来場者 （前期）H25：570人、H26：610人、H27：780人　（中期）H28：220人、H29：400人、H30：553人　（後期）R1：723人、R2：中止、R3：中止（講演会を配信）
	○しまくとぅば普及功労者表彰	①しまくとぅば普及功労者 （中期）H28：6個人+6団体、H29：9個人+2団体、H30：10個人　（後期）R1：10個人+2団体、R2：８個人、R3：10個人+１団体
	○しまくとぅば読本の作成等	①「しまくとぅば読本」の作成・配布 （前期）H26：36,000冊、H27：35,000冊　（中期）H28：35,000冊、H29：35,100冊、H30：35,300冊　（後期）R1：35,200冊、R2：21,000冊、R3：22,900冊
	○各実施主体との連携	①普及に携わる民間団体等への支援 （中期）H28：9件、H29：12件、H30：11件　（後期）R1：12件、R2：7件、R3：8件
	○しまくとぅば普及センターを中心とした取組 ①普及に携わる人材の育成 ②人材バンクの設置及び活用のコーディネート ③シンポジウムや講習会の開催 ④普及ツールの作成、活用 ※H29に設置	①しまくとぅば講師養成講座の実施 （前期）H27：10回　（中期）H28：9回、H29：24回、H30：44回　（後期）R1：64回、R2：31回、R3:60回 ②人材バンクの設置及び活用のコーディネート （中期）H29：6件、H30：28件　（後期）R1：10件、R2：13件、R3:6件 ③シンポジウムや講習会等の開催・参加者 （前期）H26：3回、参加者274人、H27：4回、参加者470人　（中期）H28：３回、参加者274人、H29：2回、参加者140人、H30：3回、参加者202人　（後期）R2：3回、参加者426人、R3：3回、参加者251人 ④普及ツールの作成 （前期）H25：しまくとぅばハンドブック・50音表：計3,500冊、H26：しまくとぅばハンドブック・カレンダー：計4,000冊、H27：しまくとぅばなぞなぞブック：2,000部　（中期）H28：しまくとぅばシール・マグネット：計4,000枚、H29：会話集の作成：３地域（那覇、平良、八重山）、しまくとぅばまーさん棒：2,200本、H30：会話集の作成：２地域（名護、読谷）、しまくとぅば缶バッジ・50音表ポスター：計3,000　（後期）R1：会話集の作成３地域（与那国・今帰仁・糸満）、R2：会話集の作成３地域（大山、宮城島、糸満）、R3：会話集の作成２地域（辺野喜、久高島） ⑤しまくとぅば検定の受験者 （中期）H30：147名（プレ検定）　（後期）R1：中南部7～9級：390名、R2：中南部6～9級：392名、学校受験：477名、R3：中南部5～9級：547名、本部9級：35名、八重山9級：42名、与那国9級：53名、学校受験：437名 ※上記実施に併せて単語帳を作成・配布
	○しまくとぅば正書法の検討	①しまくとぅば正書法検討委員会の設置・開催 （中期）H30：設置・開催　（後期）R1：開催、R2：新型コロナウイルスの影響により未開催、R3：開催 ※上記での検討の結果、R3末に『沖縄県における「しまくとぅば」の表記について』を策定
	○しまくとぅばのアーカイブ化に向けた取組　※計画外	①しまくとぅばのアーカイブ化に向けた取組 （後期）R3：しまくとぅばアーカイブ検討委員会の設置・開催 ※上記での検討の結果、R3末に「しまくとぅばアーカイブロードマップ」を策定
	○県立博物館・美術館におけるデータベースの活用など、しまくとぅば保存の取組	①「デジタル民話ミュージアム」での民話の保存 （中期）H28：配信候補80話の選定、H29：6話、H30：25話　（後期）R1：25話、R2：24話
	○沖縄県立芸術大学における普及事例の研究	①ハワイ大学との連携による普及啓発事例の研究 （中期）H28：ハワイでの講演実施、H29：ハワイでのワークショップ・講座の実施、H30：ハワイ語教育のカリキュラム等の調査　（後期）R1：ハワイ大学から研究者を招聘してのシンポジウムの開催 ②しまくとぅばの講義等での活用 （中期）H29：地謡10回、舞踊12回、組踊9回、H30：地謡26回、舞踊30回、組踊24回　（後期）R1：舞踊38回、組踊29回、R2：舞踊11回、組踊18回、R3：地謡9回、舞踊38回
地域・市町村	○各地域に根ざした取組の推進	○各地域における発表会等のイベント（各地域でのしまくとぅば語やびら大会など）の実施 ○講演会や特別講座・授業の開催 ○行催事等における首長等の挨拶でのしまくとぅばの使用
教育機関等	○教育活動における取組	○しまくとぅばに関する取組が必要：93.2% ○取組の実施（授業または課外活動）：56.3% 例）国語等の授業でのしまくとぅばの取組、給食の号令、読み聞かせなどでのしまくとぅばの活用 ＜参考：しまくとぅば読本の活用率＞ （中期）H28：63%、H29：小学校87.1%、中学校84.6%、H30：小学校84.8%、中学校84.8%　（後期）R1：小学校86.0%、中学校88.0%、R2：小学校85.1%、中学校91.1%、R3：小学校82.2%、中学校85.3%
	○教職員に向けた取組	①総合教育センターでの研修におけるしまくとぅばに関する講座の実施・受講者 （中期）H30：2回（53名）　（後期）R1：2回（106名）、R3：新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	○幼稚園、保育所、放課後児童クラブにおける取組	○しまくとぅばに関する取組が必要：100% ○取組の実施：53.3% 例）あいさつ、食事の号令、読み聞かせなどでのしまくとぅばの活用、音楽を通じた取組
普及団体	○しまくとぅば普及促進に向けた啓発	○普及活動の実施状況（行政からの委託又は団体独自）：66.7% ○定期的にしまくとぅばの普及啓発活動が行えている：57.1% ○実施頻度：月１回程度以上50.0% ○市町村との連携が取れている・取れていない：47.6%で同率
民間企業	○社内での取組	＜交通機関＞ ○普及活動の実施状況：14.3% 例）利用客へのアナウンス、ポスター・事業者内における挨拶などでのしまくとぅばの使用 ○従業員への意識啓発の実施：12.2% ＜交通機関以外＞ ○普及活動の実施状況：11.3% 例）自社製品、ポスター・CM等のPRツールでのしまくとぅばの使用 ○従業員への意識啓発の実施：7.5%
マスメディア	○テレビ、新聞等での取組	○普及活動の実施状況：75.0% 例）しまくとぅばをテーマとした番組等の制作・配信、ニュースや番組の挨拶や一般向けバラエティ番組等でのしまくとぅばの使用 ○しまくとぅばの普及の必要性：93.8%
研究者	○「しまくとぅば」の表記法、正書法検討に関する沖縄県への支援	○しまくとぅば正書法検討委員会やしまくとぅばアーカイブ検討委員会における専門的見地からの助言、各種委員会委員等によるしまくとぅばの研究成果等についての県への助言 ○琉球諸語を含めた消滅危機言語の再活性化に係る研究や、沖縄語の話者の育成等の言語復興に向けた様々な取組
家庭	○家庭内でのしまくとぅばの使用	○家族や親族間の会話での「しまくとぅば」の使用 ○「語やびら大会」や「しまくとぅば講座」等の関係イベントへの積極的な参加 ＜参考：県民意識調査結果＞ ○家庭内でのしまくとぅばの取組状況（「積極的に教えている」＋「時々教えている」） R3：35.7%（H28：45.8%）

2　取組の総括

第１期計画においては、消滅する危機的状況にある「しまくとぅば」の普及推進を戦略的かつ効果的に行うことを目的に、平成 25 年度から令和４年度までの 10 年間を前期、中期、後期の期間に分け、戦略的に普及運動を実施してきた。各期の行動計画においては、主体ごとに取組と期待される役割を定めて取り組んできたところであるが、令和３年度に実施した「しまくとぅば県民意識調査」の結果も踏まえ、その成果と課題を以下のとおり総括する。

＜県＞

○しまくとぅば県民大会の実施

平成 25 年度から、毎年９月 18 日の「しまくとぅばの日」に合わせて県民大会を実施し、令和３年度までに 3,856 人の来場があり、県民が地域の「しまくとぅば」を大切に感じる気運の醸成に一定の成果を得た。

しまくとぅば県民意識調査によると、多くの県民が「しまくとぅば」に親しみを感じているが、普及推進活動の実施にあたっては、一時的な興味・関心とならないよう、全県的かつ継続的な取組を実施していく必要がある。

○しまくとぅば普及功労者表彰の実施

地域における「しまくとぅば」の普及に功績のあった個人及び団体に対して、その功績をたたえ沖縄県知事が表彰するしまくとぅば普及功労者表彰を平成 28 年度から実施し、令和３年度までに個人 53 人と 11 団体を表彰し、活動を促進することができた。

しまくとぅばの普及・継承に向けては、民間・個人レベルでの活動も重要であることから、しまくとぅばの普及に功績のあった者の表彰を継続していくことで、民間・個人レベルの普及活動を促進していく必要がある。

○しまくとぅば読本の作成等

県内の小学校及び中学校に対し、令和３年度までにしまくとぅば読本 255,500 冊を作成・配布することで、児童・生徒が地域の「しまくとぅば」に興味を持ち、大切に感じる気運を醸成した。

一方、各地域の多様な「しまくとぅば」を学ぶためには、その地域の「しまくとぅば」に対応したものである必要があるほか、普及・継承の効果を高めるためには、音声と連動したものとする必要があるため、しまくとぅばアーカイブ事業で収集した調査票を活用して作成した教材への置き換えも見据えた取組が必要である。

○各実施主体との連携

沖縄文化の基層であるしまくとぅばの継承・発展を目的として、各地域でしまくとぅばの普及推進に取り組む団体等の自主的な活動を支援しており、平成 28 年度から令和 3 年度までに 59 件の活動に対し支援を実施し、その活動を促進することができた。

しまくとぅばの普及・継承に向けては、民間・個人レベルでの活動も重要であることから、各地域で自主的な普及推進活動に取り組む団体等の活動に対し支援を継続して実施していくことで、民間・個人レベルの普及活動を促進していく必要がある。

○しまくとぅば普及センターを中心とした取組

（しまくとぅば講師養成講座の実施）

若い世代への「しまくとぅば」の普及継承に向け、「しまくとぅば」を教える人材の育成を目的として、平成 27 年度以降、中南部、北部、八重山地域においてしまくとぅば講師養成講座を実施し、講師の養成に取り組むことで、普及人材の養成に寄与することができた。

中南部地域では上級までの講座がひととおり終了している一方、宮古地域ではまだ実施されていないことから、地域バランスを踏まえた講師の養成に取り組む必要がある。

また、人材バンクの拡充に向け、人材の発掘及び養成並びに登録した人材のスキルアップを図る必要がある。

（人材バンクの設置及び活用のコーディネート）

平成 29 年度から令和 3 年度の間、各地域・関係機関の要望に応じ、合計 63 件に対して講師を派遣することで、各地域・関係機関の取組を支援した。

今後は、人材バンクの本格稼働に向け、関係機関に対し相談窓口の強化及び人材バンクの活用を広範に周知し、人材バンクを活用したあらゆる主体での取組を促進していく必要がある。

（シンポジウムや講習会の開催）

令和 3 年度までに 21 回シンポジウムや講習会を各地域で開催し、合計 2,037 人の参加があり、県民が地域の「しまくとぅば」を大切に感じる気運の醸成に一定の成果があった。

今後も、県民の「しまくとぅば」に対する理解を促進し、「しまくとぅば」を大切にし、使用が推奨されることを望む気運の醸成に向け、取組を継続していく必要がある。

（普及ツールの作成、活用）

平成 25 年度から令和 3 年度にかけて、しまくとぅばハンドブックや 50 音表、各地域の会話集等の作成を行い、毎年度のしまくとぅば県民大会で配布する等、県民が地域の「しまくとぅば」を大切に感じる気運の醸成に努め、一定程度寄与することができた。

一方、普及ツールの作成にあたっては、目的と対象を明確にし、効果的な取組となるよう、その内容を工夫する必要がある。

（しまくとぅば検定の実施）

平成 30 年度に中南部を対象としてプレ検定を実施し、147 名の申し込みのうち、145 名が合格した。また、令和元年度から令和３年度にかけて、各地域においてしまくとぅば検定を実施し、中南部では５級～9 級、本部、八重山、与那国では９級の検定を行い、検定の目的であるしまくとぅばに対する理解、会話能力の習得と向上を図ることができた。令和３年度県民意識調査においても、その認知度は 21.3%と最も高い。

一方、実施地域拡大のための、各地域の「しまくとぅば」への対応（実施地域の区分、使用するしまくとぅばの選定）及び受験者数を増やすにあたっての教材提供方法（単語帳等の作成）及び採点方法について検討する必要がある。

○しまくとぅば正書法の検討

平成 30 年度にしまくとぅば正書法検討委員会を設置し、その検討を進め、令和３年度には『沖縄県における「しまくとぅば」の表記について』を策定。県における「しまくとぅば」の表記を整理することができた。

今後は、これに基づき、音声と表記を連動させた教材の作成のほか、県における文字資料での活用に加え、当該表記方法について幅広く使用されるよう、周知していく必要がある。

○しまくとぅばのアーカイブ化に向けた取組

令和３年度にしまくとぅばアーカイブ検討委員会を設置、検討を進め、アーカイブ化のために実施すべき取組と目標及びその実現までの行程を示す「しまくとぅばアーカイブロードマップ」を策定。喫緊の課題である「しまくとぅば」の保存と継承に向けた取組の行程を示すことができた。

本ロードマップに基づき、令和４年度から「しまくとぅばアーカイブ事業」に取り組んでおり、しまくとぅばを主に話す世代がいる間に、しまくとぅばのアーカイブ化に取り組むとともに、収集した調査票を活用した教材の作成、歌や文学的文章、自然会話の習得を行い、それを小中学校の教育現場で活用する等、教育機関との連携を強化する必要がある。

○県立博物館・美術館におけるデータベースの活用など、しまくとぅば保存の取組

県立博物館・美術館では、平成 28 年度から令和２年度にかけて、本島北部・中部・南部・宮古・八重山地域の伝承話音声資料のデータベースを作成し、その中から選定した民話合計 80 話について、動画コンテンツを制作し、WEB での配信や上映会を通じ

てその普及に貢献している。

今後は、作成した民話データベースの効果的な活用のため、引き続き、WEB での配信や上映会の実施を継続していくとともに、関係機関との連携により、その活用を促進していく必要がある。

○沖縄県立芸術大学における普及事例の研究

沖縄県立芸術大学では、平成 29 年度から令和元年度の間に、ハワイでの講演やワークショップ、講座、ハワイ大学での実態調査などを実施することで、ハワイにおけるハワイ語の普及事例を研究し、平成 29 年度からはその研究を踏まえ、沖縄県立芸術大学における琉球芸能の講義を「しまくとぅば」で行う「しまくとぅば実践教育事業」を実施。講義を通じて学生に対し、しまくとぅばに触れる機会を提供している。

一方、沖縄の「しまくとぅば」は、地域ごとにその単語、表現、アクセント等が異なる点においてハワイとは異なることから、「しまくとぅば」の多様性を尊重しつつ、どのように言語を継承していくのか、検討が必要である。また、「しまくとぅば実践教育事業」での講義は一部であるため、カリキュラムへの導入の検討等、しまくとぅばを学ぶ機会の確保を図る必要がある。

＜地域・市町村＞

○各地域に根ざした取組の推進

地域・市町村においては、その 62.9%が「しまくとぅば」の普及継承に取り組んでおり、しまくとぅば語やびら大会等の発表会や、講師による講演会・特別講義、教材・カレンダー等の普及ツールの作成・活用等の様々な取組が行われており、各地域でのしまくとぅばの普及に貢献している。

その一方で、市町村においては、しまくとぅばを指導できる（話せる）人や従事する職員の人材の不足や厳しい財政事情などの課題がある。

＜教育機関等＞

○教育活動における取組

県内の小中学校及び高等学校においては、しまくとぅばに関する取組はその 93.2%が必要と感じている。全体の 56.3%で授業又は課外活動でしまくとぅばに関する取組が実施されており、具体的には、国語等での授業や給食の号令、読み聞かせなどでのしまくとぅばの活用が行われている。また、しまくとぅば読本の小中学校での活用率は、概ね 80%を超える水準で推移しており、授業や課外活動を通じて児童・生徒に「しまくとぅば」に触れる機会を提供している。

その一方で、小中学校及び高等学校においては、しまくとぅばに関する取組の必要性は感じているものの、指導する時間が確保できない、ゆとりがないといった意見が最も

多く、教員がしまくとぅばの取組に割く時間がないことが課題である。

また、実際に取り組もうにも、しまくとぅばを指導できる又は話せる職員がいないことも課題となっている。

さらには、しまくとぅばは地域によって異なるため、どのしまくとぅばを授業などで取り入れるべきか判断できないといった課題のほか、教育課程や年間計画での位置づけがなく、何をすればいいか分からないといった意見も多く、課題となっている。

○教職員に向けた取組

しまくとぅば普及センターとの連携により、総合教育センターにおいて「うちなーぐち実践指導講座」が毎年度、定期的に教職員を対象として行われており、一定数の教職員の指導スキルの向上を図ることができた。

他方、同講座は、定員を超える応募となっており、そのニーズには応えきれていないため、ニーズに応じた受講機会を確保することで、広く教員のスキルを向上させる必要がある。

○幼稚園、保育所、放課後児童クラブにおける取組

保育機関においては、その 100%がしまくとぅばに関する取組が必要と感じており、その意識は高い。全体の 53.3%でしまくとぅばに関する取組が実施されており、具体的には、あいさつや食事の号令、読み聞かせなどでのしまくとぅばの活用や、音楽を通じた取組により幼児・児童がしまくとぅばに触れる機会が提供されている。

その一方で、取組の実施にあたり、しまくとぅばを指導できる又は話せる職員が少ないことが課題となっている。

また、しまくとぅばを児童に教えるとして、何をすればよいのかわからないといった声も多く、教育活動の中での取り組み方が定まっていないことが課題である。

＜普及団体＞

○しまくとぅば普及促進に向けた啓発

普及団体においては、行政からの委託又は団体独自の活動が 66.7%で実施されており、その 57.1%は定期的に活動を実施することができている。うち半数は月 1 回程度以上、学校での普及活動や普及ツールの作成、イベントの開催等を行っており、各地域のしまくとぅばの普及促進に貢献している。また、市町村との連携については、連携が取れている、取れていない、ともに 50%の回答となっている。

その一方で、定期的に活動を実施できていない理由として、その活動資金の乏しさが挙げられているほか、会員の高齢化や子ども達、親世代がほとんどしまくとぅばを話せないことが課題となっている。

また、家庭や学校生活の中で、しまくとぅばが使われていないことも課題となってい

る。

他にも、教育委員会がしまくとぅばの授業を積極的に導入し、地域のしまくとぅば講師との連携をはかることの提案や、行政側との連携がうまく取れず、対応に苦慮しているといった意見もあり、教育委員会や地域との連携が課題となっている。

＜民間企業＞

○社内での取組

民間企業のうち、交通機関では、その 14.3%で普及活動が行われており、具体的には、利用客に対するアナウンスや挨拶でのしまくとぅばの使用が行われている。従業員への意識啓発は 12.2%で行われているにとどまっている。交通機関以外では、その 11.3%で普及活動が実施されており、自社製品やポスター、CM でのしまくとぅばの使用が行われている。従業員への意識啓発はその 7.5%で実施されているにとどまっている。

これらの民間企業からは、聞けるけど話せない、話せる人が少ない、業務との関連がないとの認識から、その必要性を感じていない、地域毎にしまくとぅばが異なることへの対応に苦慮しているといった課題が共通してみられる。

また、交通機関においては、職員のしまくとぅばの幅（語彙力等）を広げるための学習が課題として示されているほか、交通機関以外の民間企業では、そもそもどういう普及活動が行われているのか認識していない、何をすればいいのかわからないといった課題がある。

＜マスメディア＞

○テレビ、新聞等での取組

マスメディアにおいては、その役割を踏まえ、その 75%で独自の普及活動が実施されており、具体的には、「しまくとぅば」をテーマとした番組等の制作・配信、ニュースや番組の挨拶、一般向けバラエティ番組等でのしまくとぅばの使用が積極的に行われている。しまくとぅばの普及について、93.8%がその必要性を感じており、その意識は高い。

その一方で、社内にしまくとぅばを話せる人がほとんどいないという点が課題となっているほか、地域ごとにしまくとぅばが異なるため、意味や発音が合っているのか確認が難しいという点が課題となっている。

＜研究者＞

○「しまくとぅば」の表記法、正書法検討に関する沖縄県への支援

平成 30 年度にはしまくとぅば正書法検討委員会、令和 3 年度にしまくとぅばアーカイブ検討委員会を設置し、それぞれ検討を進めてきた結果、令和 3 年度には『沖縄県における「しまくとぅば」の表記について』及び「しまくとぅばアーカイブロードマップ」

を策定することができた。本検討にあたっては、多くの研究者に委員として助言等の協力をいただいてきたところであり、今後も、「しまくとぅば」の保存・普及・継承に向けた課題等への助言を受けながら、適切に取組を進めていく必要がある。

また、研究者においては、琉球諸語を含めた消滅危機言語の再活性化に係る研究や、沖縄語の話者の育成等の言語復興に向けた様々な取組が行われており、それぞれの活動においてしまくとぅばの保存・普及・継承に貢献している。

＜家庭＞

○家庭内でのしまくとぅばの使用

しまくとぅば県民意識調査では、平成 28 年度から家庭内での「しまくとぅば」の取組状況について調査しており、「積極的に教えている」又は「時々教えている」と回答した割合は、概ね 50%前後で推移しているが、令和３年度の調査結果では、35.1％と過去最低の結果となった。

家庭内における「しまくとぅば」の使用は、日常生活における「しまくとぅば」に触れる機会を増やし、「しまくとぅば」への愛着に繋がるものと考えられることから、家庭内における使用機会の増加を今後どう図っていくかが課題である。

3　抽出した課題の施策別分類の整理

第１期計画の総括をする中で抽出した課題について、それぞれの性質を踏まえてどの施策の課題に当たるかを以下のとおり分類・整理する。

【保存】

１．保存する地域の考え方（どこまでを対象として細分化するか）
２．保存の方法（文字・音声・映像）
３．保存した「しまくとぅば」の活用方法
４．多様な主体による「しまくとぅば」の保存に係る活動の促進

【普及】

１．「しまくとぅば」に親しみを感じる割合は高い値で推移しているが、使用頻度や生活の中での必要性を感じる割合は減少傾向にある。
２．日常生活の中で「しまくとぅば」に接する機会が少ない。
３．各実施主体で取り組むにあたって、そもそも「しまくとぅば」がわからない若しくは助言・指導が必要
４．各地域における話者等、「しまくとぅば」に関する人材を活用できる仕組みの構築
５．地域を主体とした取組のための活動資金や予算の確保
６．各主体における情報共有

【継承】

1. 各地域で異なる「しまくとぅば」をどのように家庭内や学校等で継承していくのか。

（例）

・家庭内において両親の出身地が異なる。

・学校においても様々な地域からの児童・生徒にどの地域の言葉を教えるのか。（テキスト、指導方法等）

・各種広報物等で使用する場合は、どの地域の言葉を使用するのか。

2. 次代を担う児童・生徒の親世代の母語は既にほとんどが日本語となっている。

3. 就学前から高等教育まで「しまくとぅば」を学ぶ機会をどのように確保するか。

4. 教員の「しまくとぅば」の指導スキルの向上

5. どのように生活の中に「しまくとぅば」を取り入れていくか。

第４章　施策の展開

保存

基本施策の目的

県内各地域の「しまくとぅば」が、話者の高齢化によりその継承が困難となってきていることから、文法記述や辞書等、その他文字資料及び音声・映像資料の保存について、研究者等と連携するとともに、各主体における取組を促進させることで、普及及び継承活動に繋げていく。

目指す姿

■県内各地域の「しまくとぅば」が言語学に裏打ちされた伝統的な文法記述、辞書、文字資料等が存在し、子どもたちが学校等で触れる機会がある等、教育に利用される。
■わかりやすい文法記述と文字資料が多く存在する。

主な課題

1. 保存する地域の考え方（どこまでを対象として細分化するのか）
2. 保存の方法（文字、音声、映像）
3. 保存した「しまくとぅば」の活用方法
4. 多様な主体による「しまくとぅば」の保存に係る活動の促進

施策の方向性

1. 「しまくとぅば」を主に話す世代がいる間に、「しまくとぅば」を保存するとともに、次世代へ継承するための取組について、令和３年度に策定した「しまくとぅばアーカイブロードマップ」に基づき施策を展開する。
2. 「しまくとぅばアーカイブロードマップ」に基づき保存した「しまくとぅば」については、研究者をはじめ、普及団体、教育者及び一般県民が利用しやすい形で公開することで、各主体における自主的な取組において活用出来る環境を整える。
3. 「しまくとぅば」の文字資料の作成にあたっては、令和３年度に策定した『沖縄県における「しまくとぅば」の表記について』において整理した表記を使用し、可能な限り音声と連動させる。
4. 普及団体や各地域での保存活動を促進させるための支援を行う。

施策の展開

1. 「しまくとぅばアーカイブロードマップ（令和３年度策定)」に基づく取組
※第２期計画に先行し、第１期計画期間である令和４年度から着手

(1)文法調査票の収集

ア　収集する文法調査票（会話例）

しまくとぅばの保存、継承には、言語学に裏打ちされた体系的な言語教育（文字指導、発音指導、語彙指導、文法指導）が重要であることから、必要な文法的事項が織り込まれたしまくとぅばの文法調査票を使用して収集する。

使用する調査票は、各収集地域で共通のものとし、文化庁における先行事例として実施されている「危機的な状況にある言語・方言のアーカイブ化を想定した実地調査研究」において使用している調査票をベースとする。

イ　調査対象地点

収集する地域は、国頭語、沖縄語、宮古語、八重山語、与那国語が使用される県内５地域で行うものとし、地方行政区画　便覧（1886）における間切及び有人離島を加えた 81 地域をベースとし、実施地域（44 地域）を選定するものとする。

ウ　収録方法

音声収録（記録する文字は、国際音声記号及び令和３年度に策定した『沖縄県における「しまくとぅば」の表記について』に基づくものとする。）

エ　調査方法

調査員による現地調査

(2)収集した文法調査票と連動した教材の作成

教材については、小・中学校での使用を想定し、収録した文法調査票と連動したものとし、次のとおり作成する。

ア　作成する教材は教材用テキスト、教師用手引き、指導案１セットとする。

イ　教材１セットを作成する種類

小学校用３種及び中学校用１種

ウ　教材を作成する地域

教材を作成するためには、言語研究の質と量が十分であること及び教育機関の協力が不可欠であることから、言語研究やしまくとぅば教育が先行している９地域においてモデル的に作成する。

※将来的には、今回作成する教材をベースに、全地域での教材化を目指し、引き続き検討を行う。

エ　作成する教材の媒体

作成する教材については、小・中学校において、より効果的に音声と連動した学びが行えるよう、タブレット端末等での使用を想定し、電子版（可能であればアプリ）での提供を基本する。

(3)「しまくとぅば」による歌及び詩、小説、随筆、物語等の収集

児童・生徒をはじめ一般的に皆がよく知る歌や詩、小説、随筆、物語等をしまくとぅばにすることは、その歌詞や物語の内容等の意味を理解していることから、解説無しに理解することが可能であり、しまくとぅばの習得には有用であると考えられることから次のとおり収集を行う。

ア　収集する題材

（ア）歌

（イ）詩、小説、随筆、物語等（以下、「文学的文章」という。）

・小・中学校の教科書に掲載されているもの

・教科書に掲載されているもの以外で、学校行事（学習発表会、行事等）での活用が期待されるもの

イ　選定方法

収録する歌及び文学的文章については、県教育委員会又は市町村教育委員会等の意見を踏まえ、しまくとぅばの理解を促進するような題材を選定する。

ウ　収録する歌及び文学的文章の種類

小学校３曲（編）、中学校１曲（編）を目安に４曲（編）以上

エ　収録方法：音声収録

オ　収集地域（歌及び文学的文章共通）

（ア）県が文法調査票を収集する 44 地域

（イ）教材を作成する９地点のうち、文化庁等で実施する５地域　計 49 地域

(4)「しまくとぅば」による自然談話の収集

ことばは、共同生活を行っていく中で継承、蓄積され、社会の発展とともに変化してきた社会的かつ歴史的な存在であることから、地域の人々がその土地の自然とどのように関わり認識したのか、どのような社会生活を送って暮らしてきたのかを保存するため、各地域のしまくとぅばで自然談話の収録を行う。

ア　収集する話者及びテーマの候補については、各市町村教育委員会や各地域の文化協会等を通して情報収集を行う。

イ　収録方法：映像及び音声収録

〈自然談話におけるテーマ例〉

・幼い頃の島の生活　・祭（行事）　・親の生産活動の状況　等

(5)アーカイブ化後の公開

各地域のしまくとぅばの違いが比較できるよう、収集した文法調査票、歌及び文学的文章を一覧形式でしまくとぅば普及センターHP 及び琉球大学において公開する。

2. しまくとぅばアーカイブの充実と誰もが利用しやすい環境づくりに向けた取組

「しまくとぅばアーカイブロードマップ」に基づき設置するアーカイブについて、既存の収録済み題材を収集・集約することにより、その内容の充実を図り、誰もが利用しやすい環境の整備に向けた取組を行う。

＜例＞

・県立博物館・美術館において整備した民話データベース

・県、市町村及び関係団体並びに民間等における既存の収録済み題材（民話、島唄、伝統芸能、その他メディア収録物等）

・県が補助する普及団体や研究者等による「しまくとぅば」の保存に資する各種資料等

3. 各地域で「しまくとぅば」の普及推進に取り組む団体等の自主的な活動への支援

「しまくとぅば」に関するテキストや研究文献の発刊等、保存に資する各種文字資料の充実に取り組む普及団体や研究者等の自主的な活動について補助する。

普及

基本施策の目的

県内各地域において世代を超えて受け継がれてきた「しまくとぅば」は沖縄文化の基層であり、「しまくとぅば」を次世代へ継承していくことが重要であることについて、県民の理解と関心を深め、本県の豊かな伝統文化の重要性について再認識を図る。

目指す姿

■学校、職場、テレビやラジオ、インターネットなど、日常のあらゆる場面で「しまくとぅば」が使用されている。
■子どもたちを含む全ての世代で使用されている。
■県民が「しまくとぅば」を大切にし、将来にわたって継承されていくことを望んでいる。

主な課題

1. 「しまくとぅば」に親しみを感じる割合は高い値で推移しているが、使用頻度や生活の中での必要性を感じる割合は減少傾向にある。
2. 日常生活の中で「しまくとぅば」に接する機会が少ない。
3. 各実施主体で取り組むにあたって、そもそも「しまくとぅば」がわからない若しくは助言・指導が必要
4. 各地域における話者等、「しまくとぅば」に関する人材を活用できる仕組みの構築
5. 地域を主体とした取組のための活動資金や予算の確保
6. 各主体における情報共有

施策の方向性

1. 多様な「しまくとぅば」への理解や沖縄文化の基層であることの重要性について再認識化を図るため、全県的かつ横断的な県民運動を行う。
2. しまくとぅばの普及推進に取り組む民間団体等への支援や、「しまくとぅば」の普及推進に功績のあった者（団体）を表彰することで、民間・個人での普及推進活動を促進する。
3. 「しまくとぅば普及センター」を中核として、各種普及推進活動の取組を推進するとともに、各地域や関係機関と連携した取組を行う。

※普及推進活動にあたっては、特に以下の事項について重点的に実施する。
①教育機関と連携した児童・生徒を対象とした取組
②地域コミュニティの活性化に資する取組
③県民が「しまくとぅば」に触れる機会の創出に関する取組
④各地域の話者を活用した取組

施策の展開

1. しまくとぅば県民大会及び関連イベントの実施等

(1)しまくとぅば県民大会及び関連イベントの実施

第1期計画において、しまくとぅば県民運動の取組を広く周知し、県民意識の醸成を図るため、「広げよう　しまくとぅば県民運動」をスローガンとして「しまくとぅば県民大会」を実施してきたところである。

第2期計画においても、引き続き、「しまくとぅば県民運動」を全県的かつ横断的な取組とするため、「しまくとぅばの日」の9月18日を中心に「しまくとぅば県民大会」を実施する。

実施にあたっては、県及び各地域文化協会と連携し、年間を通して県民（特に若年層）が「しまくとぅば」に触れる機会を提供できるよう取り組む。

＜県の取組の例＞

○しまくとぅば県民大会の実施

・「しまくとぅば県民宣言」の実施

・優良事例の普及啓発

○連携による年間を通じた県民が「しまくとぅば」に触れる機会の提供

・県文化協会が実施する「しまくとぅば語やびら大会」や「U-18島唄者コンテスト」との連携

・その他県が実施する「琉球歴史文化の日」や「世界のウチナーンチュ大会」等各種イベント等との連携した取組

・しまくとぅば県民運動ロゴマーク等の積極的な活用

・ポスター・チラシ等の作成・配布

(2)県における「しまくとぅば」の率先使用

県においても、庁内関係機関で構成する連絡会議を設置し、あらゆる場面で「しまくとぅば」の使用を率先して行うことで、県全体における挨拶等の日常生活や業務等での使用を促進する。

＜県の取組の例＞

・日常業務における「しまくとぅば」の積極活用（挨拶、業務放送等）

・行催事等での「しまくとぅば」の積極活用（挨拶等）

・広報物での「しまくとぅば」の使用の推進

・しまくとぅば普及キャラクターの活用

・テレビ、新聞、ラジオ等を活用した「しまくとぅば」普及のPR

・沖縄県における「しまくとぅば」の普及・継承の取組等での『「しまくとぅば」の表記について』の整理に基づく「しまくとぅば」の使用

2. 民間・個人における普及推進活動の促進

(1)しまくとぅば普及功労者表彰の実施

地域における「しまくとぅば」の普及に功績のあった個人及び団体に対して、その

功績を称え沖縄県知事が表彰する。また、企業等の「しまくとぅば」普及に関する積極的な取組についても表彰の対象とすることで、企業等における「しまくとぅば」の使用を促進させる。

(2)各地域で「しまくとぅば」の普及推進に取り組む団体等の自主的な活動への支援

各地域で「しまくとぅば」の普及推進に取り組む団体等の自主的な活動について補助する。

＜期待する効果＞

・挨拶や児童との会話での「しまくとぅば」の活用
・各地域・児童生徒を対象とした「しまくとぅば」の講座の開催
・しまくとぅば県民運動ロゴマーク、しまくとぅば普及テーマソングの積極活用
・行事や業務等における「しまくとぅば」の積極的な使用
・各地域で行われる、「語やびら大会」等の「しまくとぅば」に関するイベント等の開催
・家庭や親族間の会話での「しまくとぅば」の使用
・積極的な地域人材の活用
・シンポジウム等の実施
・公共交通機関でのアナウンス、表示
・商業施設等での挨拶、店内アナウンス、掲示物等での「しまくとぅば」の使用
・商品名、パッケージ、CM 等での「しまくとぅば」の使用
・テレビ、新聞、ラジオ等での「しまくとぅば」普及の取組
（ニュース・番組での「しまくとぅば」での挨拶、新聞記事・番組の制作等）
・「しまくとぅば」に関する教材、黄金言葉カレンダー、島唄・わらべ唄等普及ツールの作成、活用
・その他各実施主体における普及促進に向けた取組

3. 市町村における普及推進活動の促進

多様な「しまくとぅば」の普及推進を図るため、各地域の特性に合わせた「しまくとぅば普及実施計画書」を策定した市町村を対象に、審査の上、計画実施のための補助を行う。

＜取組の例＞

・「しまくとぅば普及宣言」の検討
・小中学校における教師の育成
・小中学校への地域の話者の派遣等
・学校生活等（挨拶、給食の号令、読み聞かせ等）での「しまくとぅば」を使用する機会の拡大
・「しまくとぅば」教材の作成
・シンポジウム・座談会
・各地域の「しまくとぅば」に関する意識の醸成
・広報物での「しまくとぅば」の使用の推進

・親子教室等「しまくとぅば」に触れる機会の創出

4. しまくとぅば普及センターにおける取組の強化

各地域の「しまくとぅば」の普及継承を一層促進させるため、普及に取り組む関係機関や団体等と調整しながら、中核的な役割を果たす、「しまくとぅば普及センター」の取組を強化する。

(1) 関係機関や団体等との連携の強化

相談窓口を設置するとともに、人材バンクとして「しまくとぅば」の普及・継承に関し豊富な知識、技能、技術等を有する人材（話者・講師・相談員等）を幅広く発掘及び養成して、その情報を登録・提供することにより、学校・教育機関、各種団体及び民間企業と連携し、各地域における普及継承に向けた実効性のある取組を行う。

ア 相談窓口の拡充（各種相談から、人材派遣等のコーディネート）

イ 人材バンクの拡充（人材の育成、派遣）

＜取組の例＞

○人材バンクの充実に向けた取組

・新たに講師等となる人材の養成

・登録した人材のスキル向上に向けたフォローアップ講座の実施

○各地域における話者等の活用

・個人・団体等への積極的な人材バンクへの登録の呼びかけ

・各地域のニーズに応じた派遣による各地域の取組と話者等との連携

○民間企業等における相談の積極対応による日常のあらゆる場面での「しまくとぅば」使用の促進

・想定する業界：公共交通機関、マスコミ、製造業、観光産業等

・相談内容のイメージ:「しまくとぅば」による接客マニュアル、商品開発、各種イベント支援等

※上記ア及びイにより、「2.民間・個人における普及推進活動の促進」及び「3.市町村における普及推進活動の促進」に掲げる取組を促進する。

(2) しまくとぅば検定の実施等

ア しまくとぅば検定の実施

「しまくとぅば」に関する知識と理解、会話能力の習得と向上を目的として「しまくとぅば検定」を実施する。

検定の実施にあたっては、各地域（国頭、中南部、宮古、八重山、与那国）の多様性を踏まえるとともに、児童生徒における学校単位での受験による受験者数増も見据え、WEB 等を活用した実施体制等、必要な見直しを随時検討する。

イ 学習ツールの充実

検定の実施と併せて、各地域のしまくとぅばの違いが比較できる「しまくとぅば」学習に効果的な各種ツールの充実を図る。

＜学習ツールの例＞

・各地域における単語帳

・会話集
・学習アプリ等

(3) 一般講座・シンポジウムの実施、各種普及ツールの作成・配布

「しまくとぅば」に関する一般講座・シンポジウムの実施や、各地域のしまくとぅばの違いが比較できる各種普及ツールの作成・配布を通して県民の「しまくとぅば」への興味を喚起する。

＜取組の例＞

・「しまくとぅば」に関する知識と理解を高める一般講座・シンポジウムの実施
・黄金言葉カレンダー、島唄・わらべ唄等普及ツールの作成、活用
※実施にあたっては、目的と対象を明確にし、効果的な取組となるよう、その内容を工夫する。

(4) 各地域の活動団体の情報収集・発信

各地域において「しまくとぅば」の普及・継承に取り組んでいる活動団体の情報を収集し、広く発信することで、団体における活動の周知強化と取組の促進を図る。

(5) 「しまくとぅばサミット」の実施による関係する実施主体間の情報共有の促進と連携体制の構築

市町村等の地域、教育機関、普及団体、民間事業者、研究者といった関係する取組主体を対象に、地域それぞれのしまくとぅばの普及に向けた取組について情報共有を行い、他地域の取組を参考とした各地域の自主的な活動の促進と関係する取組主体の相互の連携体制の構築を図る。

※文化庁主催の危機的な状況にある言語・方言サミットが県内で開催される年は連携して取り組む。

＜期待する効果＞

・取組主体間のネットワークの構築
・取組主体における取組内容の事例発表等による情報共有（公民館等での取組、学校における課外活動での取組、普及団体における地域での取組、民間事業者における普及の取組等）
・取組主体間の相互連携の促進
・研究者における「しまくとぅば」に関する現状や課題及び研究成果の共有

継承

基本施策の目的

「しまくとぅば」は、組踊、琉球舞踊、島唄等の沖縄文化の基層であり、沖縄県民のアイデンティティの拠り所でもあることから、県内各地域において世代を超えて受け継がれてきた「しまくとぅば」が将来にわたって継承されるよう家庭や教育機関での各種取組を促進させる。

目指す姿

■県内各地域の「しまくとぅば」が言語学に裏打ちされた伝統的な文法記述、辞書、文字資料等が存在し、子どもたちが学校等で触れる機会がある等、教育に利用される。
■子どもたちを含む全ての世代で使用されている。
■県民が「しまくとぅば」を大切にし、将来にわたって継承されていくことを望んでいる。

主な課題

1. 各地域で異なる「しまくとぅば」をどのように家庭内や学校等で継承していくのか。
   例：家庭内において両親の出身地が異なる。
   学校においても様々な地域から集まる児童・生徒にどの地域の言葉を教えるのか。（テキスト、指導方法等）
   各種広報物等で使用する場合は、どの地域の言葉を使用するのか。
2. 次代を担う児童・生徒の親世代の母語は既にほとんどが日本語となっている。
3. 就学前から高等教育まで「しまくとぅば」を学ぶ機会をどのように確保するか。
   ・学習指導要領との関係
   ・教育課程特例校の活用等
4. 教員の「しまくとぅば」の指導スキルの向上
5. どのように生活の中に「しまくとぅば」を取り入れていくか。

施策の方向性

1. 「しまくとぅば」は地域毎に異なるという多様性があるため、それぞれの地域の言葉を残す取組を行う。
2. 「しまくとぅば」の多様性を尊重した言語の継承のあり方について検討する。
3. 就学前教育、初等教育（小学校６年間）、中等教育（中学校３年間、高等学校３年間）、高等教育（大学等）の各段階で求める姿を明らかにし、それに応じた取組を実施する。
4. 「しまくとぅば」について家庭内で話す（教える）機会を創出する。

施策の展開

1. 「しまくとぅば教育に関する検討委員会」による検討及びその報告を踏まえた取組の展開

目的：先進地等における消滅危機言語の継承を図るための取組や、県内外での特例校等の事例を参考に、「しまくとぅば」は地域毎に異なるという多様性を尊重した言語の継承のあり方及び就学前から高等教育までの「しまくとぅば」学習のあり方についての方向性を示す。

年度：R5　検討委員会３回程度
（先進事例の視察を含む情報収集・方向性の検討）
R6　検討委員会３回程度
（具体的な方向性と今後の展開の検討）
R7～　検討委員会の報告を踏まえた取組の展開

2. 就学前における読み聞かせや音楽を通じたしまくとぅばに触れる機会への支援

【しまくとぅば普及センター】

保育機関等で行われる就学前の児童を対象とした読み聞かせや音楽を通じたしまくとぅばに触れる機会について、しまくとぅば普及センターの人材バンクを介しての人材派遣や各地域のしまくとぅばの違いが比較できる普及ツールの配布等によりその活動を支援する。

＜取組の例＞
- 黄金言葉カレンダー、島唄・わらべ唄等普及ツールの作成、活用
- 積極的な地域人材の活用
- 各地域・各実施主体における「しまくとぅば」の講座の開催

3. 音声と表記を連動させた教材の作成（再掲）

作成する教材については、小・中学校において、より効果的に音声と連動した学びが行えるよう、タブレット端末等での使用を想定し、電子版（可能であればアプリ）での提供を基本とする。

年度：R4～R8　小学校（低・中・高学年）、中学校用教材の作成
沖縄北部　：今帰仁村（今帰仁間切）、伊是名村（伊是名間切）
沖縄中南部：恩納村（恩納間切）、南城市（大里間切）
宮古地区　：宮古島市（砂川間切）、多良間村（多良間間切）
八重山地区：石垣市（石垣間切）、竹富町（石垣間切（竹富島））
与那国　　：与那国町（与那国間切）
R9～R13 上記で作成した教材をベースに、各地域のしまくとぅばの違いが比較できるよう、全地域での教材化を行う。

4. 作成した教材を活用した各地域におけるモデル授業等の実施

【しまくとぅば普及センター】

教材を作成する９地域での活用及び実証を行い、実践教育のモデルを構築する。

＜取組の例＞

・教材を活用した国語科や音楽科等での授業

・朝の会や短学活、全体朝会等、短い時間で活用できる実践

5. 教育機関と連携した教師向け研修会の開催

【しまくとぅば普及センター】

教育機関と連携し、総合教育センター及び各圏域における教育研究所での「うちなーぐち実践指導講座」、その他教師の「しまくとぅば」の指導スキルの向上に向けた研修の開催により、広く教師が「しまくとぅば」の研修を受講しやすい環境を整え、教員の指導スキルの向上を図る。

6. 「しまくとぅば」に関連する学習を学校設定科目化等にしている高等学校と連携した取組とその成果発表

【しまくとぅば普及センター】

「しまくとぅば」に関連する学習を学校設定科目化等にしている高等学校と連携した取組を実施するほか、その成果を他の高等学校へ情報提供することを通して、「しまくとぅば」に関連する学習活動の促進を図る。

※「しまくとぅばサミット」と連携した取組を想定

7. 高等教育における「しまくとぅば」の科目化の促進

「しまくとぅば」教育に関する検討委員会での検討結果を踏まえ、高等教育での「しまくとぅば」の科目化の促進に向けて取り組む。

8. 「しまくとぅば」について家庭内で話す（教える）機会を創出

「普及」における各種取組を推進することで、日常のあらゆる場面で「しまくとぅば」に接する機会を創出し、家庭内における世代間での「しまくとぅば」の使用を促す。

第５章　推進体制

１　計画の推進体制

本計画を着実に実施するため、県における推進体制を強化するとともに、市町村、教育機関、各地域文化協会、NPO 等普及団体、民間企業、研究者等様々な主体と連携・協働しながら取り組んでいく。

(1)しまくとぅば普及推進委員会

本計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係機関・団体等で構成するしまくとぅば普及推進委員会を設置する。

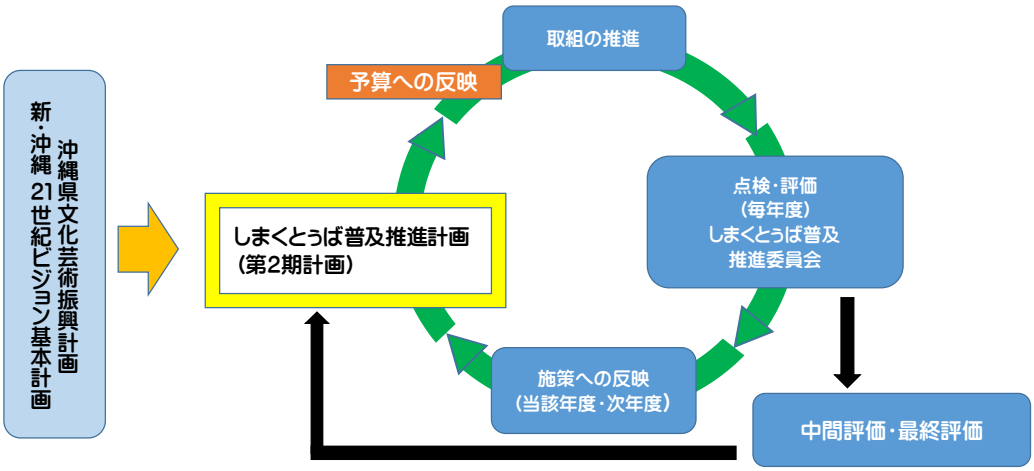
(2)しまくとぅば連絡会議

県庁内における部局横断的な連携体制の強化を図り、「しまくとぅば」のあらゆる場面での使用を推進するため、庁内関係機関で構成するしまくとぅば連絡会議を設置する。

２　各年度における事業の進捗管理

本計画に基づく施策を着実に推進するため、PDCA 体制を構築し、毎年度、施策の進捗について確認・点検を行うとともに、「しまくとぅば普及推進委員会」に報告し、同委員会での意見を施策の改善等に生かしていく。

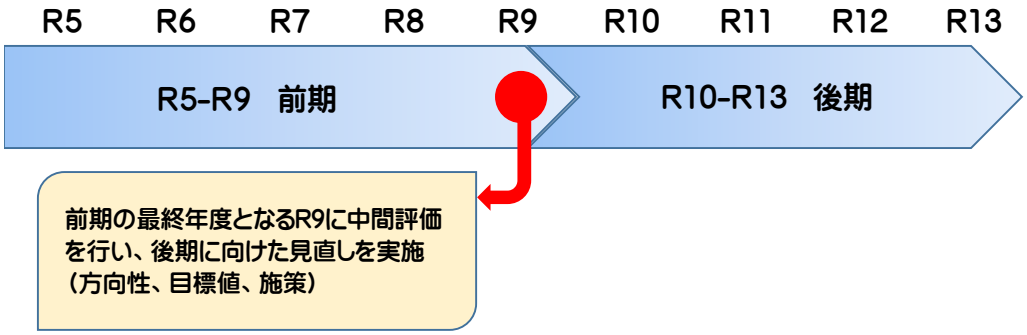
※前年度取りまとめ４月～５月、委員会開催６～７月、８月以降施策へ反映



第２期計画における目標値の達成状況を確認するため、県民意識調査を実施する（令和６・８・10・12 年度に実施予定）。また、団体向け調査については、中間年度見直し及び最終年度の前年となる令和８年度及び令和 12 年度に実施する。

3　中間年度における見直し

令和 5 年度から令和 9 年度を前期、令和 10 年度から令和 13 年度を後期とし、前期の最終年度である令和 9 年度に見直しを実施する。



※令和 4 年度策定の沖縄県文化芸術振興計画の計画期間（令和 5 年度～令和 9 年度）とも連動して見直しを実施

しまくとぅば教育に関する検討委員会報告書　概要（令和５、６年度実施）

【沖縄県しまくとぅば普及推進室】

委員会の目的

しまくとぅばが子供たちを含むすべての世代で使用され、将来にわたって継承されていくためには、就学前から大学までしまくとぅばを学ぶ機会をどのように確保するかが重要である。
各地域のしまくとぅばが地域ごとに異なるという多様性を尊重しつつ、就学前、小中学校、高校、大学に応じたしまくとぅばの学習の在り方について、その方向性を検討することを目的とする。

委員会における主な議論内容

〇令和５年度
- 学校にしまくとぅば教育を一律に導入することは様々な課題があり困難。
- 新たに教科として導入することは、年間の授業時間数が学習指導要領に基づき設定されている中、別の教科の時間を減らしてしまくとぅばの授業を設定する必要があることから、現実的ではない。
- 国語や総合学習の時間に導入するとしても、以下の課題を克服できなければ、県内の全校で画一的にしまくとぅば教育を実施することは難しい。
  ①教材の開発が十分ではない。
  ②指導方法が確立していない。
  ③しまくとぅばが全くわからない教員が多く、教えることができる教員が少ない。
  ④どの地域のしまくとぅばを学校で取り上げるか考え方を整理する必要がある。
  ⑤しまくとぅばを教えることに対し、保護者の理解を得る必要がある。

〇令和６年度
- 県内の学校で一斉に始めることは困難であるが、しまくとぅばの取組を実施したいという学校の支援を行うことから始めてはどうか。
- 支援する中で教材や指導方法の開発を試みていくことができるのではないか。

今後の取組

これまでの議論を踏まえ、県内の全校で一斉にしまくとぅば教育を実施することは困難であるため、まずは協力いただける学校への支援から始めることとし、各発達段階における取組を進めていく。

〈就学前〉
現在しまくとぅばに関する取組を実施している保育園等の取組を紹介し、他の園などでも参考に取組を実施してもらうよう働きかけを行う。就学前の取組は、小中学校、高校などよりも各施設で柔軟に取り組める余地が大きいと思われるため、積極的にしまくとぅばに関する取組を実施してもらえる施設を増やしていく。

〈小中学校〉
当面はしまくとぅばに関する取組を実施したい学校を募集し、講師の派遣などを行いながら、教材の活用方法、指導方法の確立を目指す。支援の実績を増やして事例を蓄積し、将来的には事例を参考にしながら県内各地の学校で取り組んでもらえるよう横展開していく。

〈高校〉
現在しまくとぅばに関する取組を実施している学校の事例を紹介しながら、取組を実施してもらえる学校を募集する。高校に関しては、小中学校の取組状況を確認しつつ教材や指導方法の開発を行っていく。

〈大学〉
現在しまくとぅばに関する取組を実施している大学と連携するとともに、保育士の養成課程を持つ大学と連携して、就学前におけるしまくとぅばの教育に大きな役割を果たすと考えられる、保育士の養成課程における取組を行うことについて検討する。

検討委員会は、令和６年度をもって終了するが、就学前から高校まで連続して積み上げていく教育方法や学校以外における取組など、検討委員会の議論で浮き彫りとなった課題に対応するため、今後はより実践的なしまくとぅば教育について検討を進めていくこととする。

参考資料２－２

令和７年度　しまくとぅばに関する取組にかかる学校への支援一覧（実績）

○小学校

※１コマは、45分～60分

		学校名	科目・内容	学年・申込人数	受講人数	コマ数	回数	総計コマ数
1	1	八重瀬町立具志頭小学校	クラブ活動 しまくとぅばクラブ	４年生～６年生 （10～12名程度）	12名	1	5回	5
2	2	八重瀬町立新城小学校	クラブ活動 しまくとぅばクラブ	４年生～６年生 （15～20名程度）	20名	1	6回	6
3	3	豊見城市立豊崎小学校	総合学習（沖縄芝居）	４年生 （116名程度）	116名	2	1回	2
4	4	浦添市立前田小学校	総合学習 （しまくとぅばで空手）	４年生 （115名程度）	115名	2	1回	2
小計（小学校）					263名			15

○中学校

		学校名	科目・内容	学年・申込人数	受講人数	コマ数	回数	総計コマ数
5	1	宮古島市立 伊良部島中学校	国語	１年生（40名程度）	40名	2	1回	2
小計（中学校）					40名			2

○高校

		学校名	科目・内容	学年・申込人数	受講人数	コマ数	回数	総計コマ数
6	1	県立陽明高校	設定科目：しまくとぅば	２年生（20名）	22名	2	5回	10
7	2	県立首里高等学校	教養講座：しまくとぅば講座	３年生（30名）	30名	2	2回	4
小計（高校）					52名			14

○特別支援学校

		学校名	科目・内容	学年・申込人数	受講人数	コマ数	回数	総計コマ数
8	1	県立鏡が丘特別支援学校	音楽	小学６年生（11名） 中学生（9名） （合計21名）	21名	2	1回	2
小計（特別支援学校）					21名			2

※学校でしまくとぅばを学んだ生徒数　　※学校の授業コマ数

合計（小・中・高・特別支援）					376名			33

令和８年度　しまくとぅばに関する取組にかかる学校への支援一覧（予定）

〇小学校

※１コマは、45分～60分

		学校名	科目・内容	学年・申込人数	受講人数	コマ数	回数	総計コマ数
1	1	那覇市立松島小学校	総合学習 （しまくとぅばで空手）	５年生 （３クラス：95名）	95名	2	1回	2
2	2	那覇市立城岳小学校	クラブ活動 しまくとぅばクラブ	４年生～６年生 （15名程度）	15名	2	9回	18
3	3	うるま市立兼原小学校	クラブ活動 しまくとぅばクラブ	４年生～６年生 （30名程度）	30名	1	8回	8
4	4	南城市立佐敷小学校	クラブ活動 しまくとぅばクラブ	４年生～６年生 （15名程度）	15名	1	9回	9
5	5	浦添市立仲西小学校	社会科（沖縄文化） （しまくとぅばで空手）	４年生 （３クラス：98名）	98名	2	1回	2
6	6	浦添市立仲西小学校	総合学習（沖縄芝居）	5年生 （3クラス　93名）	93名	2	1回	2
7	7	沖縄市立美里小学校	クラブ活動 しまくとぅばクラブ	４年生～６年生 （30名程度）	30名	1	3回	3
8	8	沖縄市立美里小学校	総合学習 （しまくとぅばで空手）	４年生 （５クラス167名）	167名	2	1回	2
9	9	沖縄市立美里小学校	国語（ことばあそび）	２年生 （５クラス150名）	150名	1	3回	3
10	10	国頭村立奥小学校	クラブ活動 しまくとぅばクラブ	全校生徒（９名） １年生（２名） ２年生（１名） ５年生（１名） ６年生（５名）	9名	1	2回	2
11	11	糸満市立米須小学校	クラブ活動 しまくとぅばクラブ	４年生～６年生 （15名程度×６グループ＝90名程度）	90名	1	6回	6
12	12	八重瀬町立新城小学校	クラブ活動 しまくとぅばクラブ	４年生～６年生 （15名程度）	15名	1	6回	6
13	13	糸満市立真壁小学校	クラブ活動 しまくとぅばクラブ	４年生～６年生 （15名程度）	15名	1	7回	7
小計（小学校）					727名			70

○中学校

		学校名	科目・内容	学年・申込人数	受講人数	コマ数	回数	総計コマ数
14	1	宮古島市立 伊良部島中学校	国語（方言と共通語）	１年生（30名程度）	30	1	1回	1
15	2	八重瀬町立 具志頭中学校	行事：汗水節祭 （しまくとぅば講座）	１～3年生（合同） （40名程度）	40	2	1回	2
		小計（中学校）			70名			3

○高校

		学校名	科目・内容	学年・申込人数	受講人数	コマ数	回数	総計コマ数
16	1	県立八重山高校	選択科目：実用国語 （しまくとぅば）	３年生１組 （16名）	16名	1	2回	2
17	2	県立八重山高校	選択科目：実用国語 （しまくとぅば）	３年生２組 （17名）	17名	1	2回	2
18	3	県立八重山商工高校 （定時制課程）	国語（夏季集中講座）	１～２年生（合同） （20名程度）	20名	4	1回	4
19	4	県立与勝高校	選択科目：沖縄研究	３年生（20名）	20名	2	1回	2
20	5	県立陽明高校	設定科目：しまくとぅば	２年生（20名）	20名	2	5回	10
21	6	県立陽明高校	設定科目：しまくとぅば	３年生（20名）	20名	2	5回	10
22	7	宜野座高校	選択科目：歴史総合	２年生１組（26名）	26名	1	1回	1
23	8	宜野座高校	選択科目：歴史総合	２年生３組（28名）	28名	1	1回	1
24	9	宜野座高校	選択科目：沖縄の歴史	３年生（14名）	14名	2	1回	2
		小計（高校）			181名			34

○特別支援学校

		学校名	科目・内容	学年・申込人数	受講人数	コマ数	回数	総計コマ数
25	1	県立那覇みらい特別支援学校	国語	小学部 ５年生（23名） ６年生（17名） （合計40名）	40名	1	1回	1
		小計（特別支援学校）			40名			1

※学校でしまくとぅばを学んだ生徒数　　※学校の授業コマ数

合計（小・中・高・特別支援）	1,018名			108

【令和8年度】

しまくとぅば次世代継承方針事業

事業概要

学校教育では、法律で規定される「教育の目的・目標」に基づき、各教科の目標と内容が「指導要領」として示されおり、それに基づく教科書を「主たる教材」として授業が行われている。しまくとぅば継承を教育機関等で導入する際も、同様に「教育の目的・目標」や「指導要領」、「主たる教材」にあたるものの整備が必要となるため、有識者や教育関係者等による会合において検討を行う。

事業期間：令和8年度～令和９年度

総事業費：11,000千円

経費区分：　C　経費（枠内）

背景・必要性

令和5・6年度に「しまくとぅば教育に関する検討委員会」を実施した結果、保護者の理解や教員養成体制などの課題があり、現時点で一律的な導入は困難との結論に至った。

これらの課題を踏まえ、しまくとぅばの教育機関へ導入にあたっては、学校教育の制度と整合を保ちながら、小中高学校の段階に応じた目的・目標を設定し、その基盤のもとで「指導要領」、「教材」にあたるもの等を整備する必要がある。

R8年度実施内容

事業費：5,500千円

1　小・中・高校のしまくとぅば学習の目的・目標の設定

2　小学校の「指導要領」、「教材」にあたるものを作成

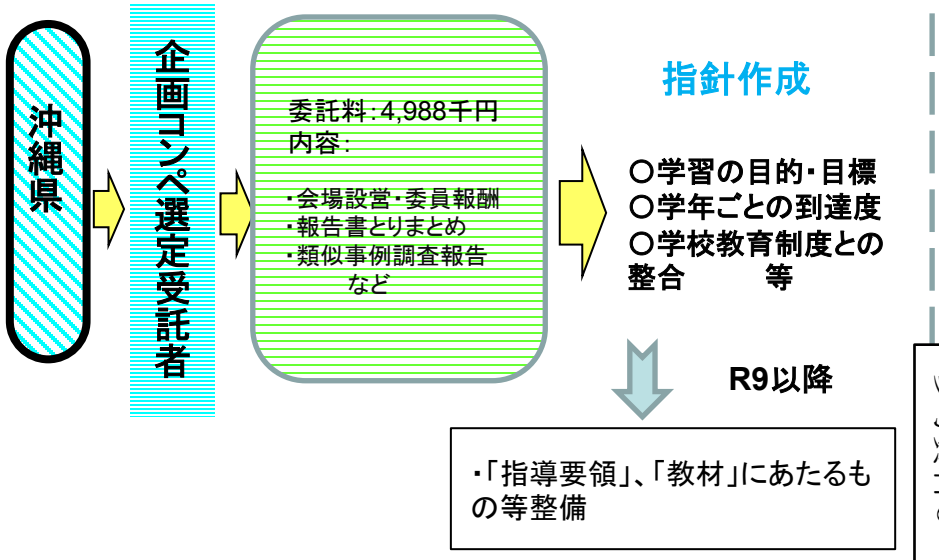
3　委員会で検討、決定された内容を報告書とりまとめ

決定された内容は、令和９年度以降の中高校の「指導要領」にあたるものの作成や「教育課程編成」、「教材」にあたるものの開発の基礎資料として活用

事業実施の効果

- 学校段階ごとの目的・目標を体系的に整理し、教育制度に沿った導入準備が可能となる。
- 市町村や学校が目的・目標を踏まえて柔軟に導入計画を立案できる環境が整う。
- 若年層への継承の第一歩として、家庭・地域・学校での一体的な学びの推進が期待できる。

令和8年度イメージ図



参考資料３－１

スケジュールの概要について

参考資料3-2

令和８年度しまくとぅば次世代継承方針検討委員会

回	開催月	内容
第１回	9月	・これまでの検討結果（令和５・６年度）の整理、解決すべき課題の共有。 ・本事業の目的と進め方を共有する。 ・情報収集、整理した資料（日本語教育の参照枠、教育課程、教科でない教育の取組等）の共有。 **議題1・しまくとぅば教育の（意義）目的と目標の設定。** **議題2・しまくとぅば選択の考え方。**
第２回	１０月	**議題１・小学校の目的と目標の設定。** **議題２・小学校の大まかな教育内容の設定。**
第３回	１１月	**議題１・中学校の目的と目標の設定。** **議題２・中学校の大まかな教育内容の設定。** **議題３・高学校の目的と目標の設定。** **議題４・高学校の大まかな教育内容の設定。**
第４回	１２月	**議題１・小学校におけるしまくとぅば教育の指導要領の作成①。** **議題２・小学校の教材を作成①。** **議題３・必要時間の目安等確認①。**
第５回	１月	**議題１・今年度の議題のまとめ、確認。** **議題２・次年度で作るべき教材の要件やスケジュールの確認。**

令和９年度しまくとぅば次世代継承方針検討委員会

回	開催月	内容
第１回	６月	**議題１・小学校におけるしまくとぅば教育の指導要領の作成②。** **議題２・小学校の教材を作成②。** **議題３・必要時間の目安等確認②。**
第２回	７月	**議題１・中学校におけるしまくとぅば教育の指導要領の作成。** **議題２・中学校の教材の作成。** **議題３・必要時間の目安等確認。**
第３回	８月	**議題１・高校におけるしまくとぅば教育の指導要領の作成。** **議題２・高校の教材の作成。** **議題３・必要時間の目安等確認。**
第４回	10月	**議論１・教師に必要な知識・能力の明確化。** **議論２・評価の考え方の整理。**
第５回	11月	**議題１・最終総括。** **議題２・県内の全小中学校へ普及させていくための課題整理。**

参考資料４

しまくとぅば次世代実践方針検討委員会設置要綱

令和８年８月 17 日

（目的）

第１条　しまくとぅば次世代実践方針検討委員会（ 以下「委員会」という。） は、しまくとぅば教育を教育機関等で実践する際に必要となる「教育の目的・目標」や「指導要領」、「主たる教材」にあたるものの整備について検討することを目的とする。

（組織）

第２条　委員は、しまくとぅばや学習指導要領、地域教育等に知見を有する有識者及びしまくとば教育活動の実践者で構成する。

２ 委員は、別表のとおりとし、県文化観光スポーツ部長（ 以下、「部長」という。） が依頼する。

３ 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

４ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時、または事故があるときはその職務を代理する。

６ 委員の任期は、令和 10 年３月３１日までとする。

（会議）

第３条　委員会の会議は、県文化観光スポーツ部長が招集し、委員長が議事を進行する。

２ 委員会は、必要があると認められたときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

（事務局）

第４条　委員会の事務は、県文化観光スポーツ部文化振興課しまくとぅば普及推進室において処理する。

（補足）

第５条　この要項に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会にはかって定める。

附　則

この要綱は、令和８年８月 17 日から施行する。

令和８年度　しまくとぅば次世代実践方針検討委員会　委員名簿

令和8年度8月17日

No.	氏名	職名等	専門分野等
1	狩俣　繁久	沖縄県文化協会しまくとぅば普及センター長 琉球大学 名誉教授	学識経験者 （言語学・しまくとぅば）
2	山下　直	専修大学　国際コミュニケーション学部 日本語学科　教授	学識経験者 （学習指導要領制度）
3	又吉　里美	岡山大学 教育学域 准教授	学識経験者（方言教育）
4	盛口　満	沖縄大学 学長	学識経験者（地域教育）
5	銘苅　健	浦添市教育委員会 教育長	市町村教育行政関係者
6	柴田　義之	沖縄県 教育庁 義務教育課 学力向上推進室 室長	沖縄県教育行政関係者
7	宮城　達也	第２期しまくとぅば認定講師・元校長 義務教育・不登校児童生徒支援員	教育活動実践者（教員）
8	東大濵　剛	第３期しまくとぅば認定講師・しまくとぅば普及団体「スマムニ広め隊」隊長・学習塾経営	教育活動実践者（話者）
9	嘉数　道彦	沖縄県立芸術大学 音楽学部 琉球芸能専攻 琉球舞踊組踊コース 准教授	教育活動実践者（話者）

参考資料５

（案）

しまくとぅば次世代実践方針検討委員会の公開について

令 和 ８ 年　　月　　日
しまくとぅば次世代実践方針検討委員会

しまくとぅば次世代実践方針検討委員会（以下「委員会」とする。）は、開かれた県政の推進のため、会議の公開について、次のとおり定める。

１　会議の公開

委員会は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開する。

（1）法令等の規定により、非公開とされる場合

（2）「沖縄県情報公開条例」（平成 13 年沖縄県条例第 37 号）第７号各号に掲げる情報（不開示情報）に該当すると認められる事項について検討等を行う場合

（3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な検討等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

２　公開の方法

（1）会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、会議の傍聴を認めることにより行う。

（2）傍聴を認める定員は、会場の規模を勘案し５名とする。

（3）会議の公開に当たっては、公正かつ円滑な検討等のため、傍聴に係る遵守事項を「傍聴要領（案)」のとおり定める。

（4）会議の公開の可否、傍聴定員及び傍聴に係る遵守事項等は、委員会を所管する沖縄県文化観光スポーツ部による会議開催の公表時に示す。

【参考】

会議開催の公開等については、「附属機関等の会議の公開に関する指針〔平成 13 年 10 月 31 日総務部長決定〕」に基づき、以下の通り取り扱います。

① 会議開催の公表

会議の公開、非公開にかかわらず、当該会議開催日の原則として１週間前までに県のホームページへの掲載及び行政情報センターへの備え付けにより会議開催を公表する。また、原則としてその公開の可否を示すとともに、会議を非公開とするときは、その理由を明示する。

② 会議資料の公表

会議を公開する場合においては、当該会議で使用する資料の概要を、会議開催日の原則として２日前までに県のホームページへの掲載及び行政情報センターへの備え付けにより公表するとともに、会議開催時において傍聴者にも会議資料を配布する。

③ 会議結果の公表

会議の公開、非公開にかかわらず、議事録又は議事概要を、会議終了後原則として１月以内に県のホームページへの掲載及び行政情報センターへの備え付けにより公表する。なお、当該会議が非公開であった場合は、非公開とした理由も併せて明示する。

④ 委員会の概要の公表

委員会の名称等、その概要を県のホームページへの掲載及び行政情報センターへの備え付けにより公表する。

傍聴要領（案）

しまくとぅば次世代実践方針検討委員会

1 傍聴する場合の手続き

⑴ 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

⑵ 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の 30 分前です。

⑶ 受付終了時刻は、会議開催予定時刻の 10 分前です。

⑷ 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。

2 会議の秩序の維持

⑴ 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従って下さい。

⑵ 傍聴者が 3 の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

⑶ 傍聴希望者が 3 の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守って下さい。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。

(2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(4) 会議において、飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、審議会の会長の許可を得ること。

(6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

沖縄県附属機関等の設置及び運営に関する基本方針

〔沿革〕平成17年６月13日総務部長決定。平成22年４月１日一部改正。平成25年４月１日一部改正。令和２年７月31日一部改正

〔平成17年６月13日付け総務部長決定〕

１　趣旨

この方針は、附属機関及び会合の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　用語の定義

(1) この方針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定により法律又は条例に基づき設置される調停、審査、諮問又は調査を目的とした合議制の機関をいう。

(2) この方針において「会合」とは、有識者等の意見を聴取し、当該意見を県の行政上の意思決定に参考とすることを主たる目的として、要綱等に基づき開催される連絡会、懇談会その他の会合（協議会、委員会、連絡会、懇話会、研究会等の名称の如何にかかわらず、当該目的の下で開催される会合をいう。）をいう。

３　附属機関の設置

附属機関については、法律により設置が義務付けられているものを除き、その調査審議等の内容が次に掲げる事項のいずれにも該当する場合に限り設置するものとする。

(1) 県民の意見を反映し、専門的な知識を導入し、又は公正を確保するため、県民、関係団体、専門的知識を有する者等の意見を必要とすること。

(2) (1)に該当する者から個別の意見の聴取を行うのみでは不十分であること。

(3) 他に当該審査事項を調査審議させる適当な附属機関が存在しないこと。

４　附属機関の委員の任命

附属機関の委員の任命に当たっては、その設置の目的に応じて、県民の幅広い意見

及び専門的観点からの意見の反映並びに公正性の確保を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。ただし、附属機関の所掌事務に密接な関連を有する市町村、団体等を代表する者を任命する場合又は法令で委員の任命に関し特別の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。

(2) 附属機関の委員の定数は、原則として15人以内とすること。

(3) 委員の年齢については、各年代層からの幅広い意見を聴くことができるよう年齢層の構成に配慮すること。

(4) 委員を再任する場合は、原則として、その在任期間が引き続き６年を超えないこと。

(5) 原則として複数の附属機関において同一人を重複して委員に任命することは行わないこと。ただし、附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者がその者以外に得難い等特別の事情があると認められる場合は、この限りでないこと。

(6) 委員の選任に当たっては女性の登用に努めること。

(7) 附属機関は県行政に県民等の意見を反映させるために設置するものであることにかんがみ、附属機関の委員に県職員である者を任命しないこと。

(8) 附属機関は執行機関に属するものであることにかんがみ、附属機関の委員に議決機関である議会の議員は任命しないこと。

５　附属機関の委員の公募による選任

県行政の意思形成過程に県民が直接に参加する機会を確保するため、各附属機関の設置目的等を勘案しつつ、原則として、委員について公募により選任するものとする。

６　附属機関の公開等

(1) 附属機関の会議の公開は、附属機関等の会議の公開に関する指針（平成13年10月31日付け総人第287号。各部長あて総務部長名の通知文書）に定めるところにより行う。

(2) 附属機関における審議の経過を明らかにするため、議事録又は議事概要等を作成するものとする。

(3) 議事録及び議事概要等は、法令の規定により非公開とされている場合を除き、原則公開とし、非公開とするときは、その理由を明らかにするものとする。

(4) 附属機関は、県民等から直接に意見を聴取することが適当と認められるときは、意見陳述の機会を設けるなど十分に意見を聴くよう努めるものとする。

７　附属機関の設置等の見直し

既に設置されている附属機関で、次に掲げる事項のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を行う。

(1) 所期の目的を達成したもの

(2) 社会経済情勢の変化等により設置する必要性が低下しているもの

(3) 活動の実績が少ないもの又は実質的に休眠状態にあるもの

(4) 開催されていても形式的で設置している効果が乏しいもの

(5) 関係者からの意見聴取その他の方法により設置の目的に相当することを達成することが可能なもの

(6) 設置の目的、所掌事務及び委員の構成が他の附属機関と類似し、又は重複しているもの等行政の総合性又は効率性の確保の見地から他の附属機関との統合が望ましいもの

８　総務部長への合議等

(1) 附属機関を設置し、廃止し又は統合しようとする場合には、事前に行政管理課長に協議するものとする。

(2) 附属機関を設置し、廃止し又は統合する場合には、総務部長及び行政管理課長に合議するものとする。

９　会合の開催、運営等

(1) 会合は、調停、審査、諮問又は調査を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等のための会合としての性格を有するものであることから、その開催、運営等に当たっては、次に掲げる事項に十分に留意するものとする。

ア　会合の開催、運営等に係る定めは、規則、訓令等の制度的な形式によってはならないこと。

イ　会合が附属機関と誤って受け取られるような組織としての意思を決定するための手続（議決の手続又は会合の定足数を定めるなど）による運営を行ってはならないこと。

ウ　会合に係る要綱等の関係書類には、次に掲げる表現を用いてはならないこと。

(ｱ) 当該会合が附属機関であると誤って受け取られるような「審議会」、「審査会」、「調査会」等を附した名称

(ｲ) 附属機関の所掌事務と誤って受け取られるような「審議する」、「審査する」、「諮問する」、「答申する」、「具申する」等の表現

(ｳ) 附属機関の審議結果と誤って受け取られるような「答申」、「建議」、「意見」、「意見書」等の表現

(ｴ) 附属機関の委員の任命手続と誤って受け取られるような「任命する」、「委嘱する」等の表現

(2) ６及び７については、会合の開催、運営等について準用する。

10　会合の構成員の決定等

(1) 会合の構成員の決定等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア　決定に際しては、発令行為は行わず、一般の文書により依頼すること。

イ　出席者に対して費用を支払う場合の歳出科目は、報酬ではなく、報償費又は費用弁償としての旅費となるものであること。

(2) 会合の構成員については、４及び５の趣旨を踏まえて、決定するものとする。

11　委任

この方針に定めるもののほか、附属機関の設置及び運営に関し必要な事項は、行政管理課長が定めるものとする。

附　則

１　この方針は、平成18年４月１日から実施する。ただし、この方針のうち附属機関の委員の任命に係る部分については、平成18年４月１日以後の最初に行う改選から適用する。

２　この方針の実施の際に現に附属機関の委員にある者については、この方針の実施の日以後に任期が満了するまでの間、この方針は適用しない。

附　則（平成22年４月１日総行第11号総務部長決定）

この決定は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成25年４月１日総行第133号総務部長決定）

この決定は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（令和２年７月31日総行第176号総務部長決定）

この決定は、令和２年７月31日から施行し、令和２年９月１日以降に開催される附属機関等の会議から適用する。

附属機関等の会議の公開に関する指針

〔沿革〕平成13年10月31日総務部長決定。令和２年７月31日一部改正

〔平成13年10月31日総務部長決定〕

この指針は、「沖縄県附属機関等の設置及び運営に関する基本方針（平成17年６月13日付け総務部長決定。以下「基本方針」という。）」に規定する附属機関及び会合（以下「附属機関等」という。）の会議の公開等に関する基本方針を定めることにより、県民に対する積極的な情報提供の推進を図ることを目的とする。

附属機関等の会議の公開等は、当該附属機関等が決定することであるが、開かれた県政の推進のためには、県の行政執行の前提となる審査等を行う附属機関等の会議についても公開に努める必要がある。

この指針は、附属機関等の公開等に関する共通のあり方を定めているが、各附属機関等においては、可能な限り本指針に沿った運営を行っていただきたい。

なお、附属機関等の情報提供には、会議自体の公開と会議開催や会議結果の公表があるが、会議自体を非公開とする場合であっても、会議開催や会議結果については公表するものとしている。

１　対象

この指針の対象となる附属機関等とは、基本方針に規定する附属機関及び会合をいう。

２　会議の公開、非公開の決定

附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、当該附属機関等又は当該附属機関等の長が決定する。

なお、会議の全部又は一部を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

３　会議の公開

附属機関等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、公開するよう努めるものとする。

⑴　法令若しくは条例等の規定により当該会議が非公開とされている場合

⑵　沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第７条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

⑶　当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

４　公開の方法等

⑴　附属機関等の会議の公開は、当該附属機関等又は当該附属機関等の長が会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

⑵　公開する会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定めることとし、会

場に定員分の傍聴席を設けるものとする。

⑶　附属機関等又は附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、公正かつ円滑な審議等のため、傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。

５　会議開催の公表

附属機関等の所管部長は、法令の規定により非公開とされている場合を除き、会議の公開、非公開にかかわらず、当該会議開催日の原則として１週間前までに県のホームページへの掲載及び行政情報センターへの備え付けにより会議開催を公表するものとする。

また、原則としてその公開の可否を示すとともに、会議を非公開とするときは、その理由を明示するものとする。

６　会議資料の公表

会議を公開する場合においては、当該会議で使用する資料又は概要等を、会議開催日の原則として２日前までに県のホームページへの掲載及び行政情報センターへの備え付けにより公表するものとする。

７　会議結果の公表

附属機関等の所管部長は、法令の規定により非公開とされている場合を除き、会議の公開、非公開にかかわらず、議事録又は議事概要を、会議終了後原則として１月以内に県のホームページへの掲載及び行政情報センターへの備え付けにより公表するものとする。

なお、当該会議が非公開であった場合は、非公開とした理由も併せて明示するものとする。

８　附属機関等の概要の公表

附属機関等の所管部長は、附属機関等の名称等、その概要を県のホームページへの掲載及び行政情報センターへの備え付けにより公表するものとする。

９　その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

10　適用期日

この指針は、平成13年11月１日から実施し、平成14年１月１日以降に開催される附属機関等の会議から適用する。

令和２年７月31日付け総務部長決定による一部改正部分は、令和２年９月１日以降に開催される附属機関等の会議から適用する。

「附属機関等の会議の公開に関する指針」の運用について

〔沿革〕平成13年10月31日総人第287号総務部長通知。平成25年７月29日一部改正。令和２年７月31日一部改正

〔平成13年10月31日総人第287号総務部長通知〕

以下に定める事項は、実際の運用に当たり、現時点で想定される具体的事項に対する考え方をまとめたものであり、下記事項以外についても、県民に対する積極的な情報提供の推進という本指針の目的に沿った運用をしていただきたい。

１　対象について（指針１関係）

附属機関等によっては、当該附属機関等の内部的機関として部会や幹事会等を設置している場合があるが、県民、学識経験者等が当該部会や幹事会等の構成員の全部又は一部となっている場合は、部会や幹事会等も本指針の対象となる。

なお、県職員、国や他の地方公共団体の公務員のみで構成される場合は、本指針の対象外である。

２　会議の公開、非公開の決定について（指針２関係）

公開、非公開の決定は、当該附属機関等又は当該附属機関等の長が決定することになるが、会議の都度、事前に公開の可否を決定する会議を開催することは非効率であることから、具体的な公開・非公開の決定方法を次のように行うのも一つの方法である。

指針の適用日以降最初の会議において、想定される会議内容等から一般的な公開・非公開の基準を定め、具体的な会議の公開・非公開の決定権限については、当該附属機関等の長又は庶務を処理する課等の長に委任する。

なお、附属機関等によっては、公開・非公開の決定が当該会議の冒頭において決定される場合も考えられるが、できる限り、会議開催の公表時には、公開の可否が示せるよう努めていただきたい。

３　公開・公表する会議（指針３、５、６、７関係）

本指針でいう会議の公開・公表は、会議毎に公開・公表を行うものであり、数回の会議を経て結論が出るものであっても、その会議毎に会議開催の公表、会議の公開、資料の公表、結果の公表を行うものである。

４　会議の公開について（指針３関係）

附属機関等の会議は原則として公開するものであるが、第三者の利益又は公益を保護するため、一定の場合は非公開としている。

５　公開の方法等について（指針４関係）

⑴　傍聴を認める定員は、会議の内容、会場の規模により異なり、会場の規模及び傍

聴希望者の状況を勘案し当該附属機関等又は当該附属機関等の長が定めることになる。

庁内において行われる場合は、一般的には10名から15名程度が適当と考えるが、当日、予想以上に傍聴希望があり、定員を上回る場合は、追加して席を確保するなど、本指針の目的に沿った対応をしていただきたい。

なお、傍聴定員の決定権を公開・非公開の決定権限と併せて当該附属機関の庶務を処理する課等の長に委任しても支障はないと考える。

⑵　傍聴に係る遵守事項等は、別紙１「傍聴要領（例）」を参考に、各附属機関等又は各附属機関等の長において定め、会議開催の公表時に公表するとともに会場の見やすい場所に掲示する等の方法で傍聴者への周知を図っていただきたい。

６　会議開催の公表について（指針５関係）

会議開催の公表は、事前に会議開催を多くの県民に知らせることにより、会議公開の目的が達成されるとともに、非公開の場合でも、会議の議題等について、県民の知る機会を提供するものである。

なお、法令により非公開とされる場合は、会議開催の公表自体が除かれており、当然、その理由の明示も不要である。

また、「原則としてその公開の可否を示す。」としたのは、各会議の冒頭において、公開・非公開を決定している附属機関等の例があったことから、このように表現しているものであり、そのように取り扱っている附属機関等においても上記２に記載しているように、できる限り、想定される会議内容等から一般的な公開・非公開の基準を事前に定め、会議開催の公表時には、公開の可否が示せるよう努めていただきたい。

⑴　公表する具体的な事項は次のとおりである。

①　会議の議題

②　会議の開催日時

③　会議の開催場所

④　会議の公開・非公開の別

⑤　非公開とする場合はその理由

⑥　傍聴要領

⑵　公表する手順は次のとおりである。

①　附属機関等の所管部において、会議開催１週間前までに県ホームページ管理システムを使用して県のホームページへ掲載する。

②　附属機関等の所管部は、ホームページで公開した資料を行政情報センター、宮古行政情報コーナー、八重山情報コーナーに文書等で送付し、送付を受けた行政情報センター等において、県民の目にふれやすい場所に常時配架する。

７　会議資料の公表について（指針６関係）

⑴　会議資料は、会議資料又は概要等を原則として会議開催２日前までに県のホームページへの掲載及び行政情報センターへの備え付けにより公表するものであるが、

当該資料等については、傍聴希望者等が必要に応じ、行政情報センターにおいて、コピーを取るなどの方法で入手することができることとしている。

また、会議の資料が膨大であったり、調整等により会議開催直前まで完成しないことが予想されることから、このような場合は、所管部の判断により当該資料の概要を別途作成して代えることも可能であるが、この場合は、会議開催時において、傍聴者にも会議資料を配布することが望ましいと考える。

⑵　公表する手順は次のとおりである。

①　附属機関等の所管部において、会議開催２日前までに会議で使用する資料又は概要等を、文書等で行政情報センターへ１部送付する。

②　行政情報センターにおいては、県民の目にふれやすい場所に常時配架する。

③　なお、宮古、八重山地域の住民から個別に資料公表の依頼がある場合は、所管部において、宮古行政情報コーナー、八重山行政情報コーナーに文書等で送付し公表するなど、可能な限り、積極的な情報提供に努めていただきたい。

８　会議結果の公表について（指針７関係）

所管部長は、会議の公開・非公開にかかわらず会議結果を公表するものであるが、公表を議事録とするか議事概要とするかは、附属機関等の長において、必要に応じ委員から意見を聴取した上で判断していただきたい。

議事概要を公表する場合の具体的な事項は以下のとおりであるが、公文書の不開示情報との関連など、議事の概要をどの程度詳細に作成するかについて、統一的な基準を示すことは困難であることから、別紙２の用例を参考に、基本的には附属機関等の長において決めていただきたい。その際、⑴の④の議論の概要には、会議における議論の内容が分かるように、会議の経過と結果を記していただきたい。

⑴　公表する具体的事項

①　会議の議題

②　会議の日時・場所

③　出席委員名

④　議事及び議論の概要

⑤　会議の公開・非公開の別

⑥　非公開であった場合は、非公開とした理由

⑵　公表する手順は次のとおりである。

①　附属機関等の所管部において、会議開催１月後までに県ホームページ管理システムを使用して県のホームページへ掲載する。

②　附属機関等の所管部は、ホームページで公開した資料を行政情報センター、宮古行政情報コーナー、八重山情報コーナーに文書等で送付し、送付を受けた行政情報センター等において、県民の目にふれやすい場所に常時配架する。

９　附属機関等の概要の公表について（指針８関係）

公表する附属機関等の概要は、下記の事項であるが、このうち、長及び委員の氏名・現職の公表の取扱いについては、個人情報の保護との関連で次のように考える。

就任の際のマスコミへの公表など、氏名・現職が既に公表されている場合は、公表が予定されている情報と考えられることから、本指針の取扱い上も公表するが、そうでない場合であっても、できる限り本人の承諾を得て、公表できるよう努めていただきたい。

⑴　公表する具体的事項

①　附属機関等の名称

②　附属機関等の長の氏名

③　附属機関等の長の現職

④　附属機関等の委員の氏名

⑤　附属機関等の委員の現職

⑥　附属機関等の所掌事務

⑦　庶務を処理する課等の名称・連絡先

⑵　公表する手順は次のとおりである。

①　附属機関等の所管部において、本指針実施日以降速やかに、又は新設の際は新設後速やかに県ホームページ管理システムを使用して県のホームページへ掲載する。

②　附属機関等の所管部は、ホームページで公開した資料を行政情報センター、宮古行政情報コーナー、八重山情報コーナーに文書等で送付し、送付を受けた行政情報センター等において、県民の目にふれやすい場所に常時配架する。

③　上記⑴の事項について、変更等が生じた場合は、その都度①②に準じて変更を行う。

10　公表資料の管理について

行政情報センター、宮古行政情報コーナー、八重山行政情報コーナーにおいて送付された資料等を保存するのは当該年度中のみとし、年度を超えた資料等については廃棄することとなるので、その後は、各所管部において、適切に保存していただきたい。

11　適用日について

令和２年７月31日付けの一部改正部分は、令和２年９月１日以降に開催される附属機関等の会議から適用する。

別紙１

傍聴要領（例）

沖縄県〇〇〇〇審議会

１　傍聴する場合の手続き

⑴　会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

⑵　受付開始時刻は、会議開催予定時刻の１時間前からです。

⑶　会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。

⑷　今回の会議の傍聴定員は〇〇名です。

２　会議の秩序の維持

⑴　傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従って下さい。

⑵　傍聴希望者が３の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

⑶　傍聴希望者が３の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

３　会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守って下さい。

⑴　会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。

⑵　拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

⑶　騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

⑷　会議において、飲食又は喫煙をしないこと。

⑸　会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、審議会の会長の許可を得ること。

⑹　その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

別紙２（議事概要用例）

○○会議　議事概要（例）

１　開催日時　令和○年○月○日（○）　午後○時から午後○時まで
２　開催場所　○○市○○町○○番地　○○会館第○会議室
３　出席委員　別紙のとおり
４　議題
⑴　第１号議案　○○について
⑵　第２号議案　○○について
５　議事
⑴　第１号議案　○○について
ア　事務局が資料○に基づき説明を行った。
イ　委員から次のような発言があった。
・　説明のあった○○の実施に当たっては、関係団体と連携協力が必要と考える。
・　○○については、有識者のみならず、広く県民の意見を聞くべきではないか。
・　将来的な○○のあり方については、今後議論を深めていく必要があるのではないか。
ウ　委員の発言を受けて、事務局が次のように応答した。
・　○○の実施に当たっては、関係団体と連携協力を進めるため、意見交換を行うなど、対応していきたい。
・　その他委員の皆様から出された意見については、今後検討していきたい。
⑵　第２号議案　○○について
ア　委員から知事への提言案について別紙○の提出があり、概要の説明が行われた。
イ　質疑応答はなく、全員一致で知事への提言案が取りまとめられた。
６　会議の公開・非公開の別　公開（又は非公開（理由：○○のため））
７　その他
○○○○○○○○。

令和○年○月○日

〔所管部課名〕